土 地 利 用 規 制 ガ イ ド

令和３年７月

宮　　崎　　県

ま　え　が　き

土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠の基盤です。このため、その利用に関しては、都市計画、農業振興、自然環境の保全、防災等様々な観点から、各種法令に基づく計画と規制が設けられています。

このようなことから、開発事業者等が土地取引やその利用に当たり踏むべき許認可手続きは、専門的でかつ多岐にわたることが多く、市町村や県の窓口に寄せられる相談等も時代の変化とともに、複雑化、多様化かつ高度化しています。

また、地方分権、行財政改革、情報公開、個人情報保護など、行政への要請が変化する中で、行政運営の公正性、透明性、迅速性を確保しながら、適正な土地取引とその利用を促進していくためには、窓口において許認可事務に携わる職員一人ひとりが、自らの担当事務はもとより関連する許認可事務についても見識を広め、関係機関の職員との相互連携をこれまで以上に緊密にしつつ、担当事務の適正な執行に当たることが強く求められています。

この冊子は、このような状況を踏まえ、土地取引とその利用について、関係する許認可事務の概要が理解できるようガイドブックとして作成したものです。

日常業務の手引きとして、また、県民の皆様からの相談や問い合わせの際の応対等、幅広く活用していただければ幸いです。

令和３年７月

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

利用上の注意

１　このガイドは、県又は市町村が所管する事務であって、土地取引や土地利用に関する法令等に基づく各種規制・制限のうち、国及び地方公共団体を除く法人や県民等が行う経済活動等に伴い制約を受ける事項を中心に掲載しています。

２　このガイドは、法令等に基づく各種規制・制限を概観することを目的としているため、通常、多く見受けられる場合を想定し、基本的内容の記述にとどめています。

３　このガイドは、令和３年６月１日現在で作成していますが、法令等によっては、その後、改正されることもあります。

４　個別のプロジェクトに対する規制・制限の適用については、計画の場所、計画の内容及び法令等の改正状況によっては、本書記載の内容と異なる場合もありますので、事前に所定の相談窓口にお問い合わせください。

目　次

■第Ⅰ部　土地取引及び土地利用規制の概要 …… 1

（次項「掲載事項一覧」参照）

■第Ⅱ部　許認可事務の所管機関名簿 …… 91

＜ 掲載事項一覧 ＞

事項区分		事項名	所管課名	ページ
1 土木・建築	1	都市計画施設等の区域内における建築の規制（許可）	都市計画課	1
	2	都市計画事業地内における建築等の制限（許可）	都市計画課	2
	3	土地区画整理事業の施行地区内における建築等の制限（許可）	都市計画課	3
	4	路外駐車場設置の制限（届出）	都市計画課	4
	5	屋外広告物についての規制（許可等）	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	5
	6	風致地区内における建築等の規制（許可）	都市計画課	6
	7	景観計画区域内における建築等の制限（届出）	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	7
	8	開発行為の制限（許可）	建築住宅課	8
	9	市街化調整区域内における建築等の制限（許可）	建築住宅課	13
	10	建築物等の建築制限（建築確認）	建築住宅課	14
	11	臨港地区内における行為の規制（届出）	港湾課	15
	12	臨港地区の分区における構築物の規制	港湾課	16
	13	港湾隣接地域内の工事等の規制（許可）	港湾課	18
2 農地・林地	1	農地転用等の制限（許可・届出）	農村計画課	19
	2	農業振興地域制度による規制	農村計画課	21
	3	農用地区域内における開発行為の制限（許可）	農村計画課	23
	4	土地改良事業により取得した財産の処分等の制限（承認）	農村整備課	24
	5	農地転用に伴う補助金の返還等	農村整備課	25
	6	森林伐採の届出	森林経営課	26
	7	林地の所有者異動の届出	森林経営課	28
	8	水源地域内の森林の土地取引（届出）	森林経営課	29
	9	森林整備事業等の施行地等の転用に伴う補助金の返還等	森林経営課	31
	10	林地開発行為の規制（許可・報告）	自然環境課	32
	11	保安林内の立木伐採等の制限（許可・届出）	自然環境課	33
3 自然・環境保全	1	自然公園における規制（許可・届出）	自然環境課	34
	2	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における規制（許可・届出）	自然環境課	36
	3	鳥獣保護管理法による特別保護地区内での行為の制限（許可）	自然環境課	37
	4	大規模開発行為の制限（届出）	自然環境課	38
	5	特別規制地区における行為の規制（許可）	自然環境課	39
	6	温泉の土地掘削等の制限（許可）	自然環境課	40
	7	環境アセスメント（環境影響評価）	環境管理課	41
	8	大気汚染についての規制（ばい煙発生施設設置等の届出）	環境管理課	45
	9	ダイオキシン類についての規制（特定施設設置の届出）	環境管理課 循環社会推進課	47
	10	騒音についての規制（特定施設設置等の届出）	環境管理課	48
	11	振動についての規制（特定施設設置等の届出）	環境管理課	49
	12	水質汚濁についての規制（特定施設設置等の届出）	環境管理課	50
	13	浄化槽設置の規制（届出）	環境管理課	51
	14	土壌汚染対策についての規制（形質変更に際しての事前届出）	環境管理課	52
	15	一般廃棄物処理施設設置の規制（許可）	循環社会推進課	53
	16	産業廃棄物処理施設設置の規制（許可）	循環社会推進課	54
	17	廃棄物が地下にある土地の形質変更についての規制 （形質変更に際しての事前届出）	循環社会推進課	55
	18	ゴルフ場における農薬の適正使用	農業普及技術課 環境管理課	56
	19	沿道修景美化条例による規制（許可・届出）	道路保全課	57
4 災害防止	1	砂利・岩石採取行為の規制（認可）	企業振興課	59
	2	災害防止等の措置についての河川協議（同意）	河川課	60
	3	砂防指定地における行為の制限及び砂防設備の占用の制限（許可）	砂防課	61
	4	地すべり防止区域内における行為の制限（許可）	砂防課	62
	5	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限（許可）	砂防課	63
	6	土砂災害防止法による規制（許可・勧告等）	砂防課	64

事項区分		事項名	所管課名	ページ
5　公　共　物	1	自作農財産の売払い	農村計画課	65
	2	道路進入口など道路に関する工事の制限（承認）	道路保全課	67
	3	道路占用の制限（許可）	道路保全課	68
	4	河川工事等の規制（承認）	河川課	69
	5	河川における流水占用の規制（許可）	河川課	70
	6	河川における土地の占用等の規制（許可）	河川課	71
	7	道路使用の規制（許可）	警察本部交通規制課	73
6　特　定　施　設	1	大規模土地開発事業に伴う事前協議	中山間・地域政策課	74
	2	人にやさしい福祉のまちづくり条例による規制（事前協議）	障がい福祉課	76
	3	墓地等の経営・廃止及び改葬の制限（許可）	衛生管理課	80
	4	工場立地等の規制（届出）	企業立地課	81
	5	大規模小売店舗の新設・変更の事前届出	商工政策課	83
	6	エネルギー消費性能基準（省エネ基準）による規制	建築住宅課	84
7　文　化　財	1	文化財についての規制（許可）	教育庁文化財課	85
	2	埋蔵文化財についての規制（届出）	教育庁文化財課	86
8　土地取引規制	1	土地売買等の契約に係る規制（届出)	中山間・地域政策課	87
	2	土地有償譲渡に係る規制（届出）	用地対策課	89
	3	宅地建物取引業に係る規制（免許・登録）	建築住宅課	90

第Ⅰ部

土地取引及び土地利用規制の概要

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**1　都市計画施設等の区域内における建築の規制（許可）**	**宮崎県都市計画課**

規制等の内容	1　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物の建築を行う場合には、知事（市の区域にあっては当該市長）の許可を受けなければなりません。　（都市計画法　第53条） 2　但し、階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築、又は移転等、規制の適用除外となる場合があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照 宮崎県都市計画課（計画担当）：TEL 0985-26-7192 ＜申請窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照
備　　考	○　都市計画施設 都市計画において定められた道路等の交通施設、公園・緑地等の公共空地などの施設のことです。 ○　市街地開発事業 都市計画において定められた土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業のことです。

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**2　都市計画事業地内における建築等の制限（許可）**	**宮崎県都市計画課**

規制等の内容	1　都市計画事業（街路事業、公園事業、下水道事業など）の事業地内において、以下の行為をしようとする場合は、知事（市の区域にあっては当該市長）の許可を受けなければなりません。(都市計画法第65条) ○　事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設 ○　移動の容易でない物件の設置又は堆積 2　この制限は、都市計画法第62条第1項による都市計画事業の認可等の告示があった後に適用されます。 3　事業施行に支障があるものは許可されない場合があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照 宮崎県都市計画課（計画担当）：TEL 0985-26-7192 ＜申請窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照
備　　考	○　移動が容易でない物件 重量が５ｔをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５ｔ以下となるものを除きます。）をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**3　土地区画整理事業の施行地区内における建築等の制限（許可）**	**宮崎県都市計画課**

規制等の内容	1　土地区画整理事業の施行地区内において、建物等が建てられると、事業の施行の障害となるおそれがあるので、以下の行為をしようとする場合は知事または市町村長の許可を受けなければなりません。（土地区画整理法第76条） ○　事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築 ○　移動の容易でない物件の設置又は堆積 2　公共団体施行にあっては事業計画決定の公告の後、組合施行においては設立認可の公告の後から、換地処分の公告がある日まで、建築行為等が制限されます。 3　事業施行に支障があるものは許可されない場合があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県都市計画課（街路・まちづくり担当）：TEL 0985-26-7192 関係市町村区画整理担当課：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じ
備　　考	○　移動が容易でない物件 重量が５ｔをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５ｔ以下となるものを除きます。）をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**4　路外駐車場設置の制限（届出）**	**宮崎県都市計画課**

規制等の内容	路外駐車場のうち一般公共の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上のものでその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（路外駐車場管理者）は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を知事（市の区域にあっては当該市長）に届け出なければなりません。（駐車場法第12条、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条） なお、既に届出を行っている路外駐車場の規模、構造、設備その他届出事項について変更しようとする場合も、同様に変更の届出が必要となります。 ※　路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照 宮崎県都市計画課（計画担当）：TEL 0985-26-7192 ＜届出窓口＞ (1) 市の区域 関係市都市計画担当課：電話番号は巻末参照 (2) その他の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照
備　　考	路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上のものについては、構造及び設備に関する技術基準があります。

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**5　屋外広告物についての規制（許可等）**	**宮崎県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室**

規制等の内容	1　危険な広告物による危害を防止し、良好な景観を形成するために、屋外広告物を掲出できない場所及び知事の許可が必要な場所等を県条例により定め規制を行っています。 　また、広告物の面積や色など、さまざまな制限があります。広告物には、絵・写真等も含み、また営利・非営利を問わず規制の対象となります。（宮崎県屋外広告物条例） 2　なお、宮崎市の区域においては、宮崎市の条例が適用され、市長の許可等が必要です。 3　県条例に定める主な事項 ○　禁止される広告物（第６条） ○　広告物を表示してはならない物件（第７条） ○　広告物を表示してはならない場所（第８条） ○　広告物の表示を制限している場所（第９条） ○　知事の許可（第９条、第15条、第20条など） ○　広告物等の管理者の届出（第28条） ○　屋外広告業の登録（第33条） ○　手数料（第45条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 宮崎市の区域 宮崎市景観課：TEL 0985-21-1817 (2) 宮崎市以外の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照 宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進室 （美しい宮崎づくり推進担当）：TEL 0985-24-0041 ＜申請窓口＞ (1) 宮崎市の区域 宮崎市景観課：TEL 0985-21-1817 (2) 宮崎市以外の区域 関係土木事務所、西臼杵支庁土木課：電話番号は巻末参照
備　　考	屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**6　風致地区内における建築等の規制（許可）**	**宮崎県都市計画課**

規制等の内容	1　風致地区内において、以下の行為を行うときは、市町長の許可が必要です。（各市町の風致地区内における建築等の規制に関する条例） ○　建築物その他の工作物（以下「建築物等」）の新築、改築、増築又は移転 ○　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ○　水面の埋立て又は干拓 ○　木竹の伐採 ○　土石類の採取 ○　建築物等の色彩の変更 ○　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 2　但し、上記の行為であっても、内容によっては許可を要しない場合もあります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 宮崎市、都城市、延岡市、高鍋町及び高原町の区域 関係市町風致地区担当課：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ (1) 宮崎市、都城市、延岡市、高鍋町及び高原町の区域 関係市町風致地区担当課：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**7　景観計画区域内における建築等の制限（届出）**	**宮崎県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室**

規制等の内容	1　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがあるので、あらかじめ、景観行政団体の長に届け出なければなりません。（景観法　第１６条） ○　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ○　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ○　都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為等 ○　景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為 2　届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合しないときは、設計の変更その他の必要な措置をとることを、景観行政団体の長から勧告される場合があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進室（美しい宮崎づくり推進担当）：TEL 0985-24-0041 関係市町村（景観担当課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 関係市町村（景観担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	○　景観行政団体 景観法に基づき景観行政を担う主体であり、本県は平成２７年３月に全市町村が景観行政団体に移行済です。 令和３年４月末現在で全市町村が景観法に基づく景観計画を策定しています。 ○　景観計画 景観行政団体が策定する景観行政を進める場として定める基本的な計画であり、景観計画の区域、景観形成の方針、行為の制限等を定めます。 ○　景観計画区域 景観計画に定められた区域であり、都市、農山漁村等における良好な景観を形成する必要がある区域です。

区　分	規制等の名称	担　当　課
1　土木・建築	**8　開発行為の制限（許可）**	**宮崎県建築住宅課**

規制等の内容	1　都市計画区域等の区域における開発行為の制限（許可） (1) 都市計画区域内又は準都市計画区域内において、一定規模以上の開発行為を行おうとする場合には、知事（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域にあっては、当該市長）の許可を受けなければなりません。（都市計画法第29条第１項） 　なお、農林漁業用の建築物の建築を目的とする場合など一定の適用除外の規定があります。 ア　開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。 イ　一定規模とは、次の面積をいいます。 ○　市街化区域内では1,000㎡ ○　非線引き都市計画区域又は準都市計画区域では3,000㎡（但し、都城広域都市計画区域では1,000㎡） ※　県内には、準都市計画区域の指定のある市町村は現在のところ存在しません。 (2) 開発行為の目的となる建築物等の用途によっては、許可にならない場合があります。 ア　市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における建築物等の規制については、表１－８－１を参照してください。 イ　用途地域における建築物の用途制限の概要については、表１－８－２を参照してください。 (3) 開発行為に該当するもの ア　住宅・店舗・工場など建築物の建築を目的とする土地の区画形質の変更 イ　特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更 ○　第１種特定工作物 　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントなど ○　第２種特定工作物 　ゴルフコース、10,000㎡以上の野球場・レジャー施設・墓園など (次頁へ続く)

規制等の内容 （前頁から）	2　都市計画区域等以外の区域における開発行為の制限（許可） 　都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域において、10,000㎡以上の開発行為を行おうとする場合には、知事（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域にあっては当該市長）の許可を受けなければなりません。（都市計画法第29条第２項） （例）住宅団地やゴルフ場など ※　都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における開発規制は、平成13年５月18日から行われています。 3　都市計画の決定状況 　表１－８－３を参照してください。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県建築住宅課（宅地審査担当）：TEL 0985-24-2944 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 関係市町村（開発許可担当課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町村（開発許可担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	○　都市計画区域 　一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域（都道府県決定）のことをいいます。都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域を定めたものと、これを定めないいわゆる「非線引き都市計画区域」とがあります。 ○　市街化区域 　既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都道府県決定）のことをいいます。 ○　市街化調整区域 　市街化を抑制すべき区域（都道府県決定）のことをいいます。 ○　非線引き都市計画区域 　市街化区域及び市街化調整区域が定められていない都市計画区域（都道府県決定）のことをいいます。 ○　準都市計画区域 　都市計画区域外の区域のうち、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがあると認められる区域（都道府県決定）のことをいいます。 ○　用途地域 　第一種低層住居専用地域、商業地域等12に分類された地域それぞれの目的に合致する区域について定める地域（都道府県又は市町村決定）のことをいいます。

表１－８－１　市街化調整区域における開発行為等の規制の概要

<table>
<tr><td>許可不要のもの</td><td colspan="2">(1) 農林漁業の用に供する一定の建築物又はこれらの業務を営む者の居住用建築物（畜舎、温室、サイロ、農機具収納施設等）
(2) 市街化調整区域内居住者の日常生活に必要な物品の店舗等で延床面積が50㎡以内（当該業務部分が過半のものに限る。）で開発区域の面積が100㎡以内のものであり市街化調整区域内居住者が自ら営むもの
(3) その他(公益上必要な建築物の建築を目的とするもの等)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可できるもの</td><td>開発審査会の議決が不要のもの</td><td>(1)　第２種特定工作物
(2)　市街化調整区域内居住者の日常生活に必要な物品の店舗等
(3)　鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要なもの（砕石製造業、粘土かわら製造業、観光地の展望台等）
(4)　温度、湿度、空気等に特別な条件を必要とするもの
(5)　農林漁業用建築物又は農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要なもの（野菜、果実、かん詰製造業、脱穀業、製材業等）
(6)　特定農山村地域内の農林業等活性化基盤施設
(7)　都道府県が国又は(独)中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業事業の共同化、工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供するもの（中小企業団地等）
(8)　市街化調整区域内の既存工場と密接な関連を有する工場
(9)　火薬庫
(10)　市街化区域では困難又は不適当な次のもの
○　道路の円滑な通行の確保のための道路管理施設、休憩所又は給油所等
○　火薬類製造所
(11)　地区計画又は集落地区計画の区域内で行われるもの
(12)　市街化区域に隣接又は近接する一定の地域のうち、都道府県等の条例で指定する区域内において、都道府県等の条例で定める周辺環境の保全上支障がある用途に該当しないもの
(13)　市街化を促進するおそれがなく、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当なものとして都道府県等の条例で定める区域、目的又は予定建築物等の用途に該当するもの
(14)　市街化調整区域決定日から６か月以内に既得権を届け出た者が５年以内に行うもの</td></tr>
<tr><td>開発審査会の議決が必要なもの</td><td>市街化促進のおそれがなく、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当なもの
（具体例）
○　分家住宅
○　収用対象事業の施行に伴う移転建築物等
○　社寺・仏閣及び納骨堂
○　既存事業所等の従業員住宅・寮等
○　地区集会所等
○　既存建築物の建替
○　既存宅地における建築物等
○　指定既存集落内の小規模工場等
○　地域振興のための工場等
○　一定の要件を満足する有料老人ホーム等
○　〃　医療施設関係
○　〃　学校関係</td></tr>
</table>

表１－８－２　用途地域における建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や商業・工業などの業務の利便の増進を図るために建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限 （凡例） ○：建てられる用途 ×：建てられない用途 1、2、3、4及び▲：建てられる用途だが面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が住宅部分の1/2かつ50㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの	×	1	2	3	○	○	○	1	○	○	○	○	4	○	1：日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下。 2：1に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 3：2階以下。 4：物品販売店舗、飲食店を除く ■：農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が　150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	2	3	○	○	○	■	○	○	○	○	4	○	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	3	○	○	○	×	○	○	○	○	4	○	
	店舗等の床面積が　1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	4	○	
	店舗等の床面積が　3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	4	○	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が　150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が　1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が　3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲3,000㎡以下
遊施設・風俗施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	×	×	▲	▲客席10,000㎡以下 △客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 1、2、3については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	1	1	2	2	3	3	○	1	○	○	○	○	○	○	1：600㎡以下　1階以下 2：3,000㎡以下　2階以下 3：2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	1	1	1	■	2	2	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 1：50㎡以下 2：150㎡以下 ■：農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	1	1	2	×	3	3	○	○	○	○	作業場の床面積 1：50㎡以下 2：150㎡以下 3：300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	×	1	2	○	○	×	○	○	○	○	○	○	1：1,500㎡以下　2階以下 2：3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

（注）「用途地域の指定のない区域」は、市街化調整区域を除きます。
本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

表１－８－３　都市計画の決定状況

（令和3年3月31日現在）

都市計画区域名	市町名	合併前	市街化区域及び市街化調整区域	地域地区										促進区域	地区計画等	都市施設																	市街地開発		
				用途地域	特別用途地区	特定用途制限地域	高度利用地区	防火		風致地区	生産緑地地区	駐車場整備地区	臨港地区	伝統的建造物群保存地区		一団地の津波防災拠点市街地形成施設	交通施設					公園等			下水		河川	供給処理施設						土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業	市街地再開発事業
								防火地域	準防火地域								道路	歩行者専用道路	駐車場	都市高速鉄道	通路	公園	緑地	墓園	公共下水道	都市下水路		汚物処理場	ごみ焼却場	市場	と畜場	火葬場	防火水槽			
宮崎広域	宮崎市	宮崎市	○	○	○		○		○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○	○
		佐土原町	○	○												○		○				○		○	○		○							○		
		高岡町	○	○														○				○			○									○		
		清武町	○	○	○											○		○				○	○		○									○		
	国富町		○	○												○		○				○			○									○		
日向延岡新産業	延岡市		○	○					○	○			○			○		○				○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	
	日向市		○	○	○				○				○			○		○	○		○	○	○	○	○					○				○		
	門川町		○	○							○							○			○	○				○	○	○	○					○		
都城広域	都城市	都城市		○	○	○		○	○	○		○				○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○		○	○	○		
		山之口町		○	○	○												○				○			○											
		高城町		○	○	○				○								○				○			○											
		山田町		○	○	○												○				○			○											
	三股町			○														○				○			○	○		○						○		
日南	日南市			○	○				○				○	○				○	○			○	○		○			○				○		○		
小林	小林市			○					○									○				○			○						○		○	○		
串間	串間市			○									○					○				○	○		○	○								○		
西都	西都市			○			○		○						○			○	○			○			○	○								○		○
えびの	えびの市			○														○				○						○						○		
田野	宮崎市	田野町		○														○		○		○			○									○		
南郷	日南市	南郷町		○	○								○					○				○				○			○					○		
高崎	都城市	高崎町		○	○	○												○				○			○									○		
高原	高原町			○						○								○				○				○										
綾	綾町			○														○				○			○											
高鍋	高鍋町			○					○	○								○				○	○		○	○								○		
新富	新富町			○														○				○	○			○		○						○		
川南	川南町			○														○				○			○											
都農	都農町			○														○				○				○							○	○		
高千穂	高千穂町			○														○				○			○									○		

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**9　市街化調整区域内における建築等の制限（許可）**	**宮崎県建築住宅課**

規制等の内容	1　市街化調整区域内において、開発許可を受けた土地以外で行う建築物の建築、改築又は用途変更若しくは第１種特定工作物の新設については、知事（宮崎市、延岡市及び日向市にあっては当該市長）の許可を受けなければなりません。（都市計画法第43条第１項） (1) 第１種特定工作物とは次のようなものを言います。 　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントなど (2) 農林漁業用の建築物など、一定の適用除外の規定があります。 2　建築物等の用途によっては、許可にならない場合があります。 　市街化調整区域における建築物等の規制については、表１－８－１市街化調整区域における開発行為等の規制の概要を参照してください。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県建築住宅課（宅地審査担当）：TEL 0985-24-2944 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 関係市町（開発許可担当課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町（開発許可担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
1　土木・建築	**１０　建築物等の建築制限（建築確認）**	**宮崎県建築住宅課**

規制等の内容

1　建築物等の建築等を行おうとする場合には、建築住宅課、関係土木事務所の建築主事（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域はそれぞれの市の建築主事）又は指定確認検査機関に建築確認を申請しなければならない場合があります。（建築基準法第６条及び第６条の２）

2　市街化調整区域、用途地域、地区計画等、建築物の用途について一定の制限がある区域内では、建築できない場合があります。なお、用途地域内の建築規制については、表１－８－２用途地域における建築物の用途制限の概要を参照してください。

3　建築確認申請を要する建築物・工作物

区分	適用区域	用途･構造	規　　模	条文	工事種別
建築物	全域	特殊建築物（学校等）	用途に供する部分の床面積＞200 ㎡	法6条1項1号	新築、増築（注1）、改築、移転、大規模の修繕･模様替、用途変更（注2）
		大規模建築物（木　造）	階数≧３又は延べ面積＞500㎡、高さ＞13m若しくは軒高＞９ｍ	法6条1項2号	
		大規模建築物（木造以外）	階数≧２又は延べ面積＞200㎡	法6条1項3号	
	注3	上記以外の全ての建築物		法6条1項4号	新築、増築、改築、移転
昇降機		エレベーター、エスカレーター等		法87条の4	設置
工作物	全域	高さ＞６ｍの煙突、高さ＞４ｍの広告塔等		法88条令138条	築造
		観光用エレベーター、遊戯施設等			
	注3	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等			
仮設建築物		仮設興行場、仮設店舗等		法85条法87条の3	建築用途変更

(注1)　増築により、その建築物が建築基準法第６条第１項第１号、第２号、第３号の規模となる場合を含みます。
(注2)　用途変更により、その建築物が同法第６条第１項第１号の用途、規模となる場合を含みます。
(注3)　都市計画区域内等

問い合わせ先

＜相談窓口＞
宮崎県建築住宅課（建築指導担当）：TEL 0985-26-7195
関係土木事務所（建築主事）：電話番号は巻末参照
関係市町村（建築担当課）：電話番号は巻末参照
＜申請窓口＞
関係市町村（建築担当課）：電話番号は巻末参照
(一財)宮崎県建築住宅センター：TEL 0985-50-5586
その他指定確認検査機関：各機関のホームページ等を参照

区分	規制等の名称	担当課
１　土木・建築	**１１　臨港地区内における行為の規制（届出）**	**宮崎県港湾課**

規制等の内容	臨港地区内において、次の行為をしようとする者は、当該行為に係る工事の開始日の６０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければなりません。（港湾法第３８条の２） ○　工場等敷地内の廃棄物処理施設（もっぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのもの）以外の廃棄物処理施設で、政令で定めるものの建設又は改良 ○　工場・事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場・事業場の敷地面積が、政令で定める面積以上であるものの新設又は増設 ○　その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県港湾課（港政担当）：TEL 0985-26-7188 串間土木事務所・関係港湾事務所：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 串間土木事務所・関係港湾事務所：電話番号は巻末参照
備　　考	※　臨港地区とは、都市計画法第２章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第３８条第１項の規定により知事が定めた地区をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
１　土木・建築	**１２　臨港地区の分区における構築物の規制**	**宮崎県港湾課**

規制等の内容	<分区内の規制> 　臨港地区内の分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で、条例で定めるものを建設してはなりません。 　また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはなりません。（港湾法第４０条第１項） 　なお、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で、条例で定めるものは、次に掲げるもの以外のものです。（宮崎県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第３条） ○　商港区の区域内においては別表第一 ○　工業港区の区域内においては別表第二 ○　漁港区の区域内においては別表第三 ○　保安港区の区域内においては別表第四 ○　修景厚生港区の区域内においては別表第五 ※別表は後掲 　ただし、知事が公益上やむを得ないものと認めたものについては、この限りではありません。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 　宮崎県港湾課（港政担当）：TEL 0985-26-7188 　串間土木事務所・関係港湾事務所：電話番号は巻末参照
備　　考	※　臨港地区とは、都市計画法第２章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第３８条第１項の規定により知事が定めた地区をいい、分区とは、港湾法第３９条第１項の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいいます。 ※　この条例にいう各分区の定義は、次のとおりです。 ○　商港区 　旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域 ○　工業港区 　工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域 ○　漁港区 　水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域 ○　保安港区 　爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域 ○　修景厚生港区 　その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

別表第一　商港区

一　法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（同項第八号に掲げる港湾施設にあっては危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設を除き、同項第九号の二に掲げる港湾施設にあっては当該分区において発生する廃棄物を処理するための施設であって知事が指定する規模以下のものに限る。）

二　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設

三　税関、地方運輸局、海上保安部、検疫所その他知事が指定する官公署の庁舎及びそれらの附帯施設

四　物品販売業又は飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業に該当するものを除く。）の用に供する店舗及びその附帯施設

別表第二　工業港区

一　法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第九号の三まで、第十号の二及び第十二号に掲げる港湾施設（同項第九号の二に掲げる港湾施設にあっては、当該分区において発生する廃棄物を処理するための施設であって知事が指定する規模以下のものに限る。）

二　原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工事及びその附帯施設

三　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設

四　前二号に掲げる工場又は事務所の業務に従事する者のための休泊所及び診療所

五　税関、地方運輸局、海上保安部、検疫所その他知事が指定する官公署の庁舎及びそれらの附帯施設

別表第三　漁港区

一　法第二条第五項第二号、第四号、第五号、第九号から第九号の三まで及び第十号の二に掲げる港湾施設（同項第九号の二に掲げる港湾施設にあっては、当該分区において発生する廃棄物を処理するための施設であって知事が指定する規模以下のものに限る。）

二　漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設

三　漁船の修理施設、造船施設及びそれらの附帯施設

四　魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設

五　冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設

六　製氷工場、冷凍工場その他の水産物の加工工場及びこれらの附帯施設

七　網干場、網倉庫その他魚具の補修又は保管に必要な施設

八　漁船乗組員その他漁業関係の業務に従事する者の休泊所及び診療所

九　漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所及びその附帯施設

別表第四　保安港区

一　法第二条第五項第二号から第六号まで、第九号から第九号の三まで及び第十号の二に掲げる港湾施設（同項第九号の二に掲げる港湾施設にあっては、当該分区において発生する廃棄物を処理するための施設であって知事が指定する規模以下のものに限る。）

二　貯油施設、危険物置場及び危険物倉庫

三　消火施設その他の危険防止施設

四　給油業者又は危険物を取り扱う業者の事務所及びその附帯施設

五　消防署及びその附帯施設

別表第五　修景厚生港区

一　法第二条第五項第二号から第五号まで及び第九号の二から第十号の二までに掲げる港湾施設（同項第九号の二に掲げる港湾施設にあっては、当該分区において発生する廃棄物を処理するための施設であって知事が指定する規模以下のものに限る。）

二　図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設

三　税関、地方運輸局、海上保安部、検疫所その他知事が指定する官公署の庁舎及びそれらの附帯施設

四　休泊所、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むものを除く。）、売店その他知事が指定する便益施設

区分	規制等の名称	担当課
１　土木・建築	**１３　港湾隣接地域内の工事等の規制（許可）**	**宮崎県港湾課**

規制等の内容	港湾隣接地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければなりません。（港湾法第３７条第１項） ○　公共空地の占用 ○　公共空地における土砂の採取 ○　その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県港湾課（港政担当）：TEL 0985-26-7188 串間土木事務所・関係港湾事務所：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 串間土木事務所・関係港湾事務所：電話番号は巻末参照
備　　考	※　港湾隣接地域とは、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するために、港湾管理者が必要最小限度の範囲で定めた地域のことをいいます。（港湾法第３７条の２第１項）

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**1　農地転用等の制限（許可・届出）**	**宮崎県農村計画課**

規制等の内容

農地の転用等に当たっては、次の３つの制限があります。

1　農地又は採草放牧地の現況売買等の制限（許可・届出）
　農地又は採草放牧地について、売買、賃借等により権利を移転し、又は設定する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。
　なお、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併、時効等により権利取得した場合には、農業委員会に届け出る必要があります。（農地法第３条第１項、第３条の３）

2　農地の権利移動を伴わない転用の制限（許可）
　自分の農地を農地以外のものに転用しようとする場合には、知事の許可を受けなければなりません。（農地法第４条第１項）
　許可を行う機関は表２－１のとおりです。

3　農地又は採草放牧地の転用のための売買等権利移動の制限（許可）
　農地又は採草放牧地について、転用目的で売買・賃借等により権利を移転し、又は権利の設定をする場合には、知事の許可を受けなければなりません。（農地法第５条第１項）
　許可を行う機関は表２－１のとおりです。

表２－１＜４条及び５条許可の許可を行う機関＞

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>４条許可</th><th>５条許可</th></tr>
<tr><td rowspan="4">許可を行う機関</td><td rowspan="3">知事</td><td rowspan="2">農村計画課(本庁)</td><td colspan="2">他法令（※１）との調整を要するもの</td></tr>
<tr><td>同一事業目的で４ha超の農地（※２）</td><td>同一事業目的で3,000㎡超の農地、採草放牧地（※２）</td></tr>
<tr><td>西臼杵支庁農林振興局</td><td>同一事業目的で４ha以下の農地</td><td>同一事業目的で3,000㎡以下の農地、採草放牧地</td></tr>
<tr><td colspan="2">宮崎市</td><td>同一事業目的で４ha以下の農地（２以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く）</td><td>同一事業目的で４ha以下の農地（４haを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用及び２以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">都城市</td><td>同一事業目的で3,000㎡以下の農地（２以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く）</td><td>同一事業目的で3,000㎡以下の農地（２以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く）</td></tr>
</table>

（※１）都市計画法、森林法、砂利採取法、墓地埋葬法、廃掃法等
（※２）同一事業の目的で４ha超の農地転用（農村産業法、リゾート法等適用のものを除く）については農林水産大臣協議が必要

(次頁へ続く)

問い合わせ先	＜相談窓口＞ （1）宮崎県農村計画課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464 （2）関係農林振興局（地域農政企画課。南那珂・東臼杵は農政水産企画課）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 （3）関係市町村（農業委員会）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町村（農業委員会）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**2　農業振興地域制度による規制**	**宮崎県農村計画課**

<table>
<tr><td>規制等の内容</td><td>
　農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から総合的に農業の振興を図るべき地域として県知事が農業振興地域を指定しています。
　市町村長は、農業振興地域内において、農業施策の基本となる農業振興地域整備計画を定め、この中に、農用地利用計画（農用地区域）を定めています。
　農用地区域内の土地では、農業上の用途以外の利用ができません。

○根拠法令　「農業振興地域の整備に関する法律」
（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）

○農業上の用途とは
<table>
<tr><td>農　　地</td><td>耕作の目的に供される土地</td></tr>
<tr><td>採草放牧地</td><td>主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地</td></tr>
<tr><td>混 牧 林 地</td><td>木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農地及び採草放牧地を除く。）</td></tr>
<tr><td>農　業　用
施 設 用 地</td><td>耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（上記用途に供される土地の保全又は利用上必要な施設を除く。）で農林水産省令（法施行規則第１条）で定めるものの用に供される土地</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>
＜相談窓口＞
(1) 宮崎県農村計画課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464
(2) 関係農林振興局（地域農政企画課。南那珂・東臼杵は農政水産企画課）
　・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照
(3) 関係市町村（農業振興地域制度担当課）：電話番号は巻末参照
</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>
　農用地区域内の土地を指定された農業上の用途以外に利用するには、市町村が策定する農用地利用計画の変更が必要です。

○農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）手続き
1　市町村による計画変更案の作成
　・県との事前調整(除外の要件（法第13条第２項）の適否、農地転用許可など他法令の許可等見込みの確認)
　・農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見聴取
2　計画変更案の公告・縦覧等（法第11条）
　・縦覧期間(おおむね30日間)、異議申出期間(15日間)
3　県知事への協議及び県知事の同意（法第８条第４項）
4　計画変更した旨の公告（法第12条）
</td></tr>
</table>

○農林水産省令で定める農業用施設とは（法施行規則第１条）

一　畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

二　堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

三　耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設

イ　主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物（ロ及びハにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

ロ　主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（ハにおいて「自己の生産する農畜産物等加工品」という。）の販売の用に供する施設

ハ　主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設

四　廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（第三十八条において「農業廃棄物処理施設」という。）

五　農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

○農用地区域からの除外の要件（法第13条第２項、土地改良法第92条の２、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第11条、農業経営基盤強化促進法第23条の２）

原則として次のすべての要件を満たす場合に限り、農用地区域から除外することができます。

ア　農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。

イ　当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化や農作業の効率化など農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ　当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ　当該変更により、農用地区域内の法第３条第３号の施設（土地改良施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

オ　当該土地が法第10条第３項第２号に掲げる土地（土地改良事業施行地等）に該当する場合にあっては、事業完了後８年を経過していること。

カ　当該土地が土地改良法第87条の３第１項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連土地改良事業）の施行に係る地域内にあるときは、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。

キ　当該土地が農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第６条第２項第４号に規定する重点的に認定事業の実施を推進する区域内にあるときは、当該認定事業の実施期間が満了していること。

ク　当該土地が農業経営基盤強化促進法第２３条の２第１項に規定する農用地利用規程の特例事項を定めている農用地利用改善事業の実施区域内にあるときは、当該農用地利用規程の有効期間が満了していること。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**3　農用地区域内における開発行為の制限（許可）**	**宮崎県農村計画課**

規制等の内容	農用地区域内で開発行為をしようとする者は、あらかじめ、県知事（宮崎市においては宮崎市長）の許可を受けなければなりません。 ＊【農業振興地域の整備に関する法律】第15条の２ 1　次のいずれかに該当する場合は、許可できません。 (1) 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2) 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (3) 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に関係する農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 2　次のような開発行為の場合には、許可は不要です。 ・国や地方公共団体が行う行為（一部） ・農地法の農地転用許可や農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づき行う行為 ・通常の管理や軽易な行為 ・公益性が特に高い事業の実施に係る行為など 3　農業上の利用以外の用途に供するための開発行為を行う場合には当該土地を農用地区域から除外する必要があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県農村計画課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464 関係農林振興局（地域農政企画課。南那珂・東臼杵は農政水産企画課） ・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町村（農業振興地域制度担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	○　開発行為：宅地（農業用施設用地）の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**4　土地改良事業により取得した財産の処分等の制限（承認）**	**宮崎県農村整備課**

規制等の内容	国等の補助事業である土地改良事業により取得した用水路や排水路、農道などの土地改良財産の処分等を処分制限期間内に行う場合は、処分等に先立って、国等の承認を得なければなりません。 なお、処分等を行った場合、補助金等相当額の返還義務が発生します。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条） ○　土地改良財産 国、県又は市町村等が行う土地改良事業により整備された用水路、排水路及び農道などをいいます。 ○　土地改良財産の処分等 用途廃止・交換・貸付等をいいます。 ○　処分制限財産及び処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則の別表に定められています。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県農村整備課（土地改良指導担当）：TEL 0985-26-7142 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。）・西臼杵支庁(農政水産課)：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。）・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**5　農地転用に伴う補助金の返還等**	**宮崎県農村整備課**

規制等の内容	工事が完了した年度の翌年度から起算して８年以内に土地改良事業の受益地を一定規模以上他の用途に転用する場合には、補助金返還又は免除の申請手続きが必要です。(「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付け44農地Ａ第826号）」及び「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置要領（昭和44年5月24日付け44農地Ａ第827号）」) なお、８年未経過の受益地で、農業振興地域の整備に関する法律により市町村が農用地区域に設定した土地は、原則として転用できません。例外的に、市町村が農地から農業用施設用地へ用途区分を変更した土地や、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設用地などでは、転用が認められる場合があります。 １　一定規模以上とは次の場合をいいます。 (1) ほ場整備事業の場合 ○　10ｱｰﾙ以上の受益地の転用 ○　かんがい排水施設に係る受益地の転用で(3)に該当するもの (2) 農地開発事業の場合 ○　10ｱｰﾙ以上の受益地の転用 (3) かんがい排水事業及びたん水防除事業の場合 ○　受益地の10分の１以上の転用。なお、受益地の面積が100ﾍｸﾀｰﾙを超えるときは、10ﾍｸﾀｰﾙ以上の受益地の転用。 ○　流通業務市街地の整備に関する法律の規定により決定された流通業務団地内、又は土地区画整理法の規定により行われる土地区画整理事業の施行地区内で10分の１以上の受益地の転用。なお、受益地の面積が100ﾍｸﾀｰﾙを超えるときは、10ﾍｸﾀｰﾙ以上の受益地の転用 ○　受益地の10分の１以上の農地を転用するものとして九州農政局長が指定する土地利用計画に定められた区域内での転用。なお、受益地の面積が100ﾍｸﾀｰﾙを超えるときは、10ﾍｸﾀｰﾙ以上の受益地の転用 ２　補助金の返還が免除される場合 (1) ほ場整備事業、かんがい排水事業及びたん水防除事業においては、以下に掲げる場合であって九州農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき ○　土地収用法第26条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示または公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合 ○　受益地で農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合 (2) 農地開発事業においては、以下に掲げる場合であって九州農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき ○　(1)に掲げる場合 ○　地区内農業者の生活上もしくは農業経営上必要で欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、市町村その他の地方公共団体または国の施設の用に供する場合 ○　地区内農業者の農業経営上必要な施設の用に供する場合 (3) 九州農政局長が農林水産省農村振興局長と協議して、特にやむを得ないと認めた場合	
問い合わせ先	相談窓口	宮崎県農村整備課（土地改良指導担当）：TEL 0985-26-7142 関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。） ・西臼杵支庁(農政水産課)：電話番号は巻末参照
	申請窓口	関係農林振興局（農村計画課。南那珂農林振興局は農村整備課。） ・西臼杵支庁(農政水産課)：電話番号は巻末参照
備　　考	○土地改良事業：ほ場整備、かんがい排水などの事業をいいます。	

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**6　森林伐採の届出**	**宮崎県森林経営課**

規制等の内容	1　地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採する場合、森林所有者等は、事前（伐採を開始する日の90日前から30日前までの間）に、森林の所在する市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければなりません。（森林法第10条の８第１項） 　伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者（分収林の場合の土地の所有者など）が連名で提出することが必要です。 　また、伐採した森林（間伐を除く）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は伐採が終わった日、天然更新の場合は更新が完了した日（※））から30日以内にその状況について市町村長に「伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書」を提出しなければなりません。（森林法第10条の８第２項） 　届出書を提出しないで立木を伐採したときや、伐採の中止命令又は造林命令に従わないとき等は、それぞれ100万円以下の罰金等に処せられる場合があります。（森林法第208条第１項及び第２項、第210条第１項） ※　天然更新の場合、５年以内に適確な更新が完了しない時は、その後２年以内に人工造林により確実に更新し、造林が終わった日から30日以内に報告書を提出する必要があります。 2　森林経営計画に基づいて立木を伐採する場合、１の事前届出は不要ですが、森林所有者等は、事後（伐採又は造林が終わった日、立木の譲渡をした日、若しくは、作業道の設置が終わった日から30日以内）に、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を市町村長等（認定権者）に提出しなければなりません。（森林法第15条）
問い合わせ先 （次項へ続く）	＜相談窓口＞ 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県森林経営課：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局(林務課)：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照

備　　考	森林所有者等とは、森林所有者や立木の買い受け人等、立木の所有権を有する者をいい、地方公共団体等も含まれます。 届け出を行う市町村によって、様式が違っています。詳細は、関係市町村に問い合わせてください。 届け出を行う市町村によって、伐採箇所に「伐採届旗」等を伐採箇所の周囲からよく見える場所に掲揚する必要があります。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**7　林地の所有者異動の届出**	**宮崎県森林経営課**

規制等の内容	1　地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地を取得した場合には、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合を除き、所有者となった日から９０日以内に関係する市町村長に「森林の土地の所有者届出書」を提出しなければなりません。 （森林法第10条の７の２第１項） ○届出の対象 届出の対象となる森林の土地の所有権の移転は、売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わず対象となります。 面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。 ○添付書類 土地の位置を示す地図 登記事項証明書（写しでもよい）、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類。 2　届出をしない、又は虚偽の届出をしたときには、10万円以下の過料が科されることがあります。（森林法第213条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県森林経営課：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局(林務課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 関係市町村（林務担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**8　水源地域内の森林の土地取引（届出）**	**宮崎県森林経営課**

規制等の内容	1　宮崎県水源地域保全条例第９条に基づき指定された「水源地域」内の森林である土地について売買などの契約を締結しようとするときは、その６週間前までに「土地の所有権等の移転等の届出書」を知事に提出しなければなりません。 ○届出対象の土地 　水源地域内の、現況が森林で、地目が山林・原野・保安林・田又は畑である土地。ただし、農地法第２条第１項の農地は除く。 ○届出対象の取引 　贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用賃借、賃貸借に関する契約（相続は対象となりません）。 　面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。 　なお、取引の相手方が国や地方公共団体である場合などは対象となりません。 ○届出者 　土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主など）。 ○届出期限 　契約締結予定日の６週間前まで。 ○添付書類 ・土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面（縮尺５万分の１程度、５千分の１程度(森林計画図等)の２種類） ・登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し 2　届出内容に不明な点などがある場合は、必要に応じて届出者（売主など）に報告を求めたり、土地への立ち入り調査を行うことがあります。 　また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした者又は報告徴収・立入調査を理由もなく拒む等の行為を行った者には、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名・住所及び勧告内容等を公表することがあります。
問い合わせ先 （次項へ続く）	＜相談窓口＞ 宮崎県森林経営課：TEL 0985-26-7159 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局(林務課)：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局(林務課)：電話番号は巻末参照

備　　考	この届出が行われた場合であっても、森林法や国土利用計画法に基づく届出（事後）は、新たに土地の所有者となった方（買主など）から市町村長に対して、別途行っていただく必要があります。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**9　森林整備事業等の施行地等の転用に伴う補助金の返還等**	**宮崎県森林経営課**

規制等の内容	森林整備事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して、５年以内（事業の内容によってはおおむね10年を経過するまでの間）に森林以外の用途へ転用する場合には、補助金返還又は免除の申請手続きが必要です。(「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年８月22日付け19林整整第 315号)」) 1　転用が認められる場合。(補助金の返還が必要な場合) 次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、転用が認められます。 (１)　事案発生に至る経緯において、森林所有者の経済的理由や地域社会における情勢等からやむを得ないと認められること (２)　再発防止策を都道府県・市町村・実施主体等で作成し、研修会、会議等で周知徹底を積極的に取り組んでいること (３)　転用等があった後も、返還対象事業の事業計画に定められた基本方針及び事業量等が達成できるなど、転用等が地域林業に及ぼす影響の度合いが小さいと判断されること 2　補助金の返還が免除される場合 公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用等する場合であって、次に掲げる場合においては、農林水産大臣の同意を得た上で、補助金等の返還が免除されます。なお、人命救助、災害の支援その他非常事態への対応のため緊急の必要がある場合は、事後に農林水産大臣の同意を得ることができます。 (１)　土地収用法（昭和26年法律 219号）第３条第１項各号に規定する事業に供する場合 (２)　天災等により施行地等がその機能を果たさなくなった場合 (３)　その他林野庁長官と協議して特にやむを得ないと認める場合
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県森林経営課（森林整備担当）：TEL 0985-26-7158 西臼杵支庁・各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 西臼杵支庁・各農林振興局（林務課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**１０　林地開発行為の規制（許可・報告）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容

地域森林計画対象の民有林を、土石の採掘または林地以外への転用など、土地の形質を変える行為によって１haを超えて開発する場合、林地開発許可制度に従って県知事の許可が必要になります。（森林法第10条の２）

1　許可の対象となる行為
住宅団地、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場、遊園地などのレジャー施設、工場、畜舎、農用地、採石場、土捨て場、太陽光パネル発電施設、道路　（幅員が３ｍを超えるもの）　・・・など

2　許可基準
「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の４つの観点から許可基準の定めがあります。

○　環境保全の許可基準の例

区　　分	森林率（残置森林＋造成森林の率）	残置森林率
別荘地・スキー場の造成	－	おおむね 60%以上
ゴルフ場の造成、宿泊・レジャー施設の設置	おおむね 50%以上	おおむね 40%以上
工場・事業場の設置	おおむね25%以上	－
住宅団地の造成	おおむね20%以上（緑地を含む）	－

3　許可の適用のない行為
次の場合は、許可制の適用が除外されています。
(1) 国又は地方公共団体が行う場合
(2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
(3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

4　林地開発行為の報告
前記３の(1)及び(3)の場合には、事前に知事への報告が必要です。

問い合わせ先

＜相談窓口＞
宮崎県自然環境課（保安林担当）：TEL 0985-26-7163
関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照
＜申請窓口＞
関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照

備　　考

○　林地開発行為：土石又は樹根の採掘・開墾その他の土地の形質を変更する行為をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
2　農地・林地	**１１　保安林内の立木伐採等の制限（許可・届出）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	1　保安林制度 水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するために、特定の森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な施業により、森林のもつ公益的機能を維持増進するための制度です。 2　立木伐採等の制限（許可・届出） 保安林内において、次の行為を行う場合、知事の許可を受けなければなりません。（森林法第34条） (1) 立木の伐採 ①皆伐 ・申請が必要（年４回の皆伐限度面積の公表の日から３０日以内） ②択抜 ・人工林以外の森林については申請が必要 ・人工植栽した森林については届出が必要 ③間伐 ・届出が必要 (2) 保安林内の作業行為 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為 3　保安林の確認 保安林は地番指定となっていますが、登記簿や森林簿等の情報だけでは不十分な場合がありますので、必ず下記の問い合わせ先に地番で保安林の有無をご確認ください。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課（保安林担当）：TEL 0985-26-7163 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**1　自然公園における規制（許可・届出）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容

自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の３つがあります。公園内には、特別保護地区、特別地域及び普通地域があり、それぞれ規制が行われています。

国立・国定公園	県立自然公園
自然公園法 ○　第20条第３項（特別地域） ○　第21条第３項（特別保護地区） ○　第22条第３項（海域公園地区） ○　第33条第１項（普通地域）	宮崎県立自然公園条例 ○　第18条第４項（特別地域） ○　第29条第１項（普通地域）

１　特別保護地区、特別地域内における規制（許可）

国立・国定公園の特別保護地区と特別地域、及び県立自然公園の特別地域内において、工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立、広告物の設置等を行う場合は、予め許可を受けなければなりません。

(1) 環境大臣の許可を要するもの

国立公園内において、一定規模（高さが13メートル又は水平投影面積が1,000平方メートル）を超える工作物を設置する場合です。

また、これ以外にも規定が有ります。

(2) 知事の許可を要するもの

上記(1)を除く全ての場合です。

ただし、宮崎市及び日向市管内においては、各市長が許可権者となります。

(次頁へ続く)

<table>
<tr>
<td>規制等の内容
（前頁から）</td>
<td>2　普通地域内における規制（届出）
国立公園、国定公園及び県立自然公園の普通地域内において、一定規模を超える工作物の設置、水面の埋立、土地の形状変更、広告物の設置等を行う場合は、知事に予め届け出なければなりません。
なお、届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。
※　一定規模を超える工作物（例）
○　建築物：高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートルを超えるもの
○　鉄塔：高さ30メートルを超えるもの
○　ダム：高さ20メートルを超えるもの
上記以外にも工作物の種類により規定があります。</td>
</tr>
<tr>
<td>問い合わせ先</td>
<td>＜相談窓口＞
宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624
関係農林振興局・西臼杵支庁（林務課）：電話番号は巻末参照
＜申請窓口＞
(1) 国立公園の場合
宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624
(2) 国定・県立自然公園の場合
関係市町村(自然環境保全担当課)：電話番号は巻末参照</td>
</tr>
<tr>
<td>備　　考</td>
<td>＜県内の自然公園＞
<table>
<tr><th>国立・国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr>
<tr>
<td>○　国立公園（１か所）
霧島錦江湾国立公園
○　国定公園（４か所）
日南海岸国定公園
祖母傾国定公園
日豊海岸国定公園
九州中央山地国定公園</td>
<td>○　県立自然公園（６か所）
祖母傾県立自然公園
尾鈴県立自然公園
西都原杉安峡県立自然公園
母智丘関之尾県立自然公園
わにつか県立自然公園
矢岳高原県立自然公園</td>
</tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**2　自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における規制（許可・届出）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例により、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定し、規制を行っています。 1　自然環境保全地域「特別地区」における規制(許可)～第25条第４項 工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立等を行う場合は知事の許可を受けなければなりません。 ※　自然環境保全地域は「特別地区」と「普通地区」の区分がありますが、県内の自然環境保全地域は全て「特別地区」です。 2　緑地環境保全地域における規制（届出）～第32条第１項 一定規模を超える工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合は、知事に届け出なければなりません。 なお、届け出をした者は、届け出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。 ※　一定規模を超える工作物（例） ○　建築物：高さ10メートル又は延べ床面積200平方メートルを超えるもの ○　鉄塔等：高さ30メートルを超えるもの ○　ダム　：高さ20メートルを超えるもの ○　道路　：幅員２メートルを超えるもの 上記以外にも工作物の種類により規定があります。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624 ＜申請窓口＞ 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624
備　　考	○　自然環境保全地域（２か所） 樫葉自然環境保全地域 掃部岳北部自然環境保全地域 ○　緑地環境保全地域（４か所） 森谷観音緑地環境保全地域 大斗滝緑地環境保全地域 三之宮峡緑地環境保全地域 長谷観音緑地環境保全地域

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**3　鳥獣保護管理法による特別保護地区内での行為の制限（許可）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	野生鳥獣の保護繁殖を図るため、国及び県においては、鳥獣保護管理法（通称）の規定により鳥獣保護区を設定しています。更に、鳥獣保護区内の中でも、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められた区域を特別保護地区として指定しています。 この特別保護地区で、水面の埋立又は干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等の行為を行う場合は、許可を受けなければなりません。 1　鳥獣保護区には国指定と県指定の２種類があります。 (1) 国指定鳥獣保護区の場合は、環境大臣の許可となります。 (2) 県指定鳥獣保護区の場合は、知事の許可となります。 2　根拠法令等 (1)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第７項（特別保護地区） (2)同法施行令第２条（特別保護地区の区域内における許可を要する行為） (3)同法施行規則第３８条(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為) (4)(県指定鳥獣保護区の場合）同法施行細則第１１条（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291 ＜申請窓口＞ (1) 国指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 環境省(霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所)：TEL 0984-33-1108 (2) 県指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 宮崎県自然環境課(野生生物担当)：TEL 0985-26-7291
備　　考	県内の鳥獣保護区特別保護地区 (1) 国指定（２か所） 霧島特別保護地区、枇榔島特別保護地区 (2) 県指定（７か所） 祖母傾山特別保護地区　／　国見岳特別保護地区 三方界　〃　／　樫葉　〃 尾鈴山　〃　／　築島　〃 掃部岳　〃

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**4　大規模開発行為の制限（届出）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	宅地造成やゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為（※１）であって、次の地域（※２）以外の区域内において、３ヘクタール以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の30日（その行為が、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合には、その許可、認可等の申請をしようとする日）前までに、知事にその旨を届け出なければなりません。（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例第35条） ※１　規則で定める開発行為は次のとおりです。 ①　遊園地の建設 ②　ゴルフ練習場の建設 ③　土石の採取 ※２　次の地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然公園区域及び都市計画区域です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624 ＜届出窓口＞ 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**5　特別規制地区における行為の規制（許可）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	宮崎県野生動植物の保護に関する条例第23条の規定により指定した重要生息地の区域内で、野生動植物の保護のために特に必要があると認める区域を特別規制地区として指定し（同条例第24条）、この特別規制地区内における一定の行為（※）については、知事の許可を受けなければなりません（同条例第25条）。 ※　許可を受ける必要のある行為（例） ①　工作物を新築等すること ②　土地の形質を変更すること ③　木竹を伐採すること　等
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624 ＜届出窓口＞ 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624
備　　考	令和３年４月１日現在、特別規制地区の指定はありません。

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**6　温泉の土地掘削等の制限（許可）**	**宮崎県自然環境課**

規制等の内容	温泉を保護し、その利用の適正を図るため、温泉の土地掘削等については、温泉法に基づく許可制度が設けられています。 1　土地の掘削 温泉をゆう出させる目的で、土地を掘削しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第３条第１項） 2　増掘又は動力の装置 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第１１条第１項） 3　許可の基準 知事は、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等のほかは、許可を与えることとされています。（法第４条第１項、法第１１条第２項、法第１１条３項）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照 宮崎市管内の相談・申請窓口は宮崎市保健所：電話番号は巻末参照
備　　考	＜温泉の公共利用の許可＞ 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、宮崎市にあっては市長の、その他の市町村にあっては知事の許可を受けなければなりません。 相談・申請窓口は関係保健所（宮崎市にあっては宮崎市保健所）です。

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**7　環境アセスメント（環境影響評価）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	1　特定の種類・規模の事業（対象事業）を行う事業者は、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して意見を聴き、それらを踏まえてよりよい事業計画を作り上げるため、環境影響評価法又は宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行わなければなりません。 2　対象事業の種類 「表３－７－１　宮崎県環境影響評価条例の対象事業」を参照してください。（対象事業かどうかの判断は、下記相談窓口にお問い合わせください。） ※　令和３年１０月１日から、太陽電池発電所が宮崎県環境影響評価条例の対象事業となります。 3　手続の流れ 宮崎県環境影響評価条例に基づく手続の概要は、次のとおりです。 具体的には「表３－７－２　宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ」を参照ください。 (1) 環境影響評価方法書（方法書）の作成等 事業者は、事業の概要、地域の概要、環境影響評価の項目や調査等の方法を記載した方法書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (2) 環境影響評価準備書（準備書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、環境影響評価項目及び手法を選定し、調査等を実施します。 事業者は、調査等を踏まえ、影響の予測及び評価の結果や環境保全のための措置を記載した準備書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (3) 環境影響評価書（評価書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、準備書の内容について検討を加え、評価書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (4) 事業の着手等 事業者は、評価書を作成した旨を公表した後に、事業に着手することができます。また、工事に着手したとき及び工事が完了したときは、知事及び事業に関係する市町村長に届け出ます。 (5) 事業者は、事後調査を実施するときは、事後調査計画書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するなど、手続を行います。 （次頁へ続く）

問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 環境省（大臣官房環境影響評価課）：TEL 03-3581-3351 ＜方法書・準備書・評価書等の提出窓口＞ 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	＜参考情報＞ みやざきの環境「環境アセスメント」 アドレス→（https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/assessment/）

表３－７－１　宮崎県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類		条例対象事業の規模要件	環境影響評価法対象事業の規模要件（参考）	
			第１種事業	第２種事業
道路	高速自動車国道		すべて	
	一般国道	４車線以上かつ長さ５km以上	４車線以上かつ長さ10km以上	４車線以上かつ長さ7.5～10km
	林道	２車線以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15～20km
	その他の道路	４車線以上かつ長さ５km以上		
河川	ダム、堰	湛水面積50ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha
	湖沼水位調節施設		改変面積100ha以上	改変面積75～100ha
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75～100ha
鉄道	新幹線鉄道		すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ５km以上	長さ10km以上	長さ7.5～10km
飛行場		滑走路の長さ1,250m以上	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875～2,500m
発電所	水力発電所	出力1.5万kw以上	出力３万kw以上	出力2.25万～３万kw
	火力発電所	出力7.5万kw以上	出力15万kw以上	出力11.25万～15万kw
	地熱発電所	出力5,000kw以上	出力１万kw以上	出力7,500～１万kw
	原子力発電所		すべて	
	風力発電所	出力5,000kw以上	出力１万kw以上	出力7,500～１万kw
	太陽電池発電所	面積35ha以上（令和３年10月1日～）	出力４万kw以上	出力３万～４万kw
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25～30ha
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積25ha以上	埋立面積50ha超	埋立面積40～50ha
	土地改良事業	埋立面積25ha以上		
土地区画整理事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
新都市基盤整備事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
工業団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75～100ha
農用地造成		面積250ha以上		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		最大排出ガス量10万㎥/時以上又は、平均排出水量１万㎥/日以上		
レクリエーション施設	用地造成	面積50ha以上		
	ゴルフ場	18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、９ホール以上かつホールの平均距離150m以上		
養豚場		豚房面積7,500㎡以上又は、増設後の総豚房面積15,000㎡以上		
土石・砂利採取		面積50ha以上		
上記以外の土地造成事業		面積50ha以上		
港湾計画		埋立・堀込み面積合計150ha以上	埋立・堀込み面積合計300ha以上	

（注）　この表は、宮崎県環境影響評価条例施行規則別表第一及び環境影響評価法施行令別表第一を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、条例施行規則及び法施行令を御覧下さい。

表３－７－２　宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ

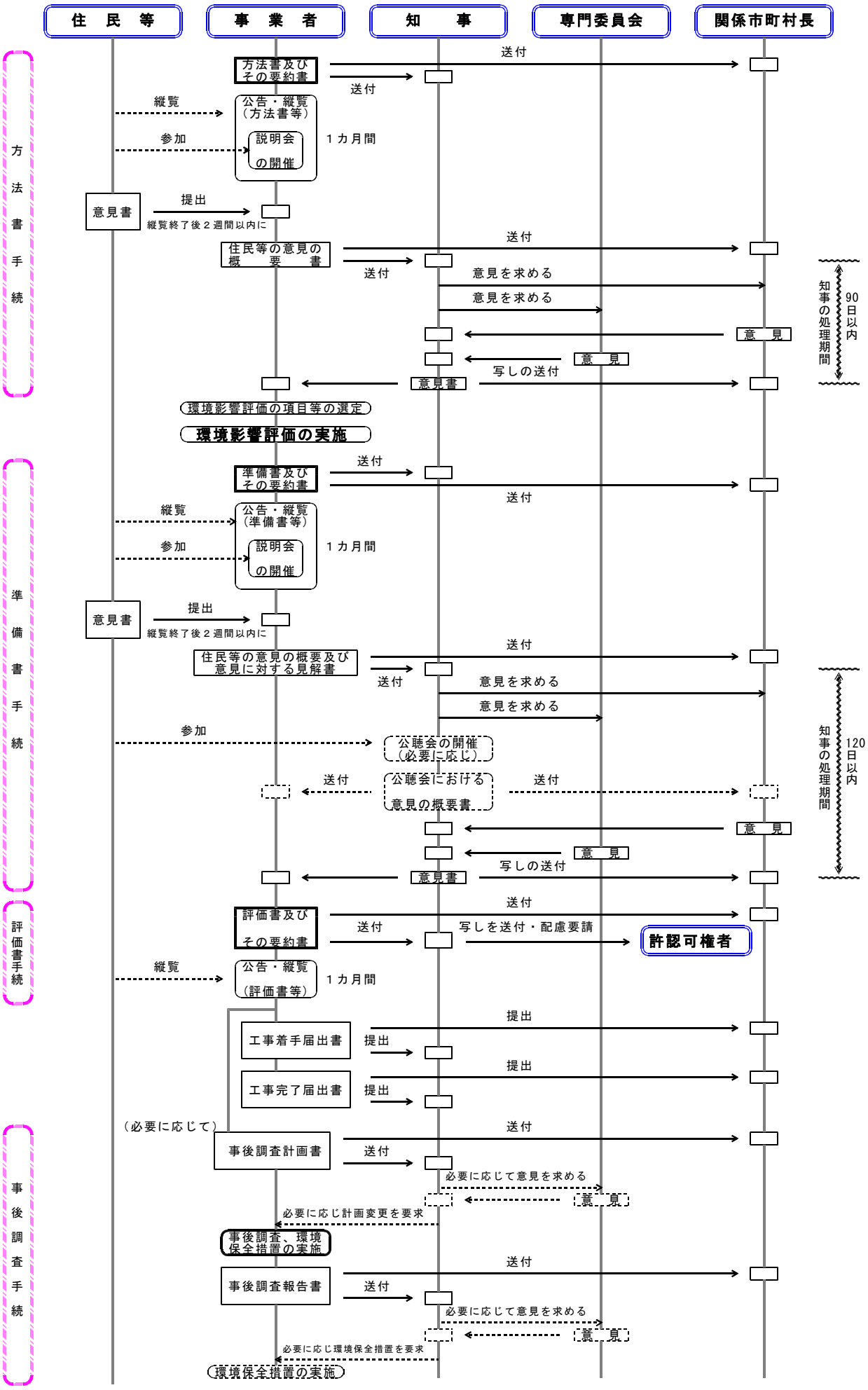

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**8　大気汚染についての規制（ばい煙発生施設設置等の届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置しようとする場合は、予め届出が必要です。 1　ばい煙発生施設設置の届出 ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第６条第１項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第20条第１項 (2) ばい煙発生施設とは、硫黄酸化物やばいじん、その他の有害物質を発生又は排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。 2　揮発性有機化合物排出施設設置の届出 揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第17条の５第１項 (2) 揮発性有機化合物排出施設とは、揮発性有機化合物を排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令に掲載されています。 3　一般粉じん発生施設設置の届出 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、工事着工前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第18条第１項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第31条第１項 (2) 一般粉じん発生施設とは、鉱物や土石など（石綿を除く。）を発生又は飛散させる一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。 4　水銀排出施設設置の届出 水銀排出施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第18条の28第１項 (2) 水銀排出施設とは、水銀及びその化合物を大気中に排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行規則に掲載されています。 (次頁へ続く)

問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜参考資料＞ ウェブサイト「みやざきの環境」にて大気汚染防止法等届出の手引きを公開しています。

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**9　ダイオキシン類についての規制（特定施設設置の届出）**	**宮崎県環境管理課 宮崎県循環社会推進課**

規制等の内容	ダイオキシン類を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(ダイオキシン類対策特別措置法第12条第１項) なお、特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出又はこれを含む汚水や廃液を排出する施設であって、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定めるもの（廃棄物焼却炉など）をいいます。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課（監視指導係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7083 ウ 全ての特定施設について 関係保健所（衛生環境課)：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課（監視指導係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課)：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**10　騒音についての規制（特定施設設置等の届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	1　騒音規制法に基づく特定施設の届出 　指定地域内において、騒音を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。（騒音規制法第６条第１項） 　なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。 2　騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 　指定地域内において、騒音を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、７日前までに市町村長に届け出なければなりません。（騒音規制法第14条第１項） 　なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 　関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 　宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 ＜届出窓口＞ 　関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**11　振動についての規制（特定施設設置等の届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	1　振動規制法に基づく特定施設の届出 　指定地域内において、振動を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。（振動規制法第６条第１項） 　なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい振動を発生させる施設であって政令で定めるものをいいます。 2　振動規制法に基づく特定建設作業の届出 　指定地域内において、振動を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、７日前までに市町村長に届け出なければなりません。（振動規制法第14条第１項） 　なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 　関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 　宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 ＜届出窓口＞ 　関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**12　水質汚濁についての規制（特定施設設置等の届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	「特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(水質汚濁防止法第５条) なお、特定施設とは、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるものをいいます。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**13　浄化槽設置の規制（届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	浄化槽を設置する者は、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。なお、設置するに当たっては、事前に相談が必要です。（浄化槽法第５条） ○　届出が必要な場合 浄化槽を新規に設置又は変更、廃止する場合に届出が必要です。 ○　届出を要しない場合 建築確認申請に伴い浄化槽設置概要書が提出された場合は、設置届出は不要です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係市町村（浄化槽担当課）：電話番号は巻末参照 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照
備　　考	浄化槽とは、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいいます。（浄化槽法第２条）

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**14　土壌汚染対策についての規制（形質変更に際しての事前届出）**	**宮崎県環境管理課**

規制等の内容	３，０００㎡※を超える土地の形質の変更（工事）を行おうとする者は、工事に着手する３０日前までに知事（宮崎市にあっては宮崎市長）に届出を行わなければなりません（土壌汚染対策法第４条第１項）。 ※有害物質使用特定施設が設置（もしくは廃止）された事業場等の土地の形質変更においては900㎡以上
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**15　一般廃棄物処理施設設置の規制（許可）**	**宮崎県循環社会推進課**

規制等の内容	一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項） 設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 許可対象施設 ○　ごみ処理施設（処理能力１日５ｔ以上（焼却施設にあっては、１時間当たりの処理能力が200㎏以上又は火格子面積が２㎡以上）） ○　し尿処理施設（浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽を除く。） ○　一般廃棄物の最終処分場
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課(許可・審査担当)：TEL 0985-26-7083 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**16　産業廃棄物処理施設設置の規制（許可）**	**宮崎県循環社会推進課**

規制等の内容	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項） 設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、その他の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 許可対象施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令７条に定めるもの） ○　焼却施設（産業廃棄物の種類により政令で定める規模を超えるもの） ○　産業廃棄物の最終処分場 ○　その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課(許可・審査担当)：TEL 0985-26-7083 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**17　廃棄物が地下にある土地の形質変更についての規制 （形質変更に際しての事前届出）**	**宮崎県循環社会推進課**

規制等の内容	県が指定した廃棄物が地下にある土地（最終処分場跡地等）で土地の形質変更（宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為）を行おうとする場合、県に対して事前に届出を行わなければなりません（廃棄物処理法第15条の19）。 なお、廃棄物が地下にある土地とは、過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって、廃棄物処理法の施行（昭和46年９月24日）以降に閉鎖・廃止した全ての処分場や、廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等をいいます。
問い合わせ先	＜相談及び届出窓口＞ (1) 土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7081

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**18　ゴルフ場における農薬の適正使用**	**宮崎県農業普及技術課 宮崎県環境管理課**

規制等の内容	農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、ゴルフ場における農薬の使用に関しては指導要綱等を定めています。 事業者は、この指導要綱等に基づき農薬の適正使用に努めるよう規定しています。主な内容は、次のとおりです。 1　根拠法令等 ○農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号） ○農林水産省・環境省令第五号（平成１５年３月７日） ○「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」（宮崎県農政水産部・環境保健部（現環境森林部）） 2　目的 ゴルフ場において芝、樹木等の病害虫防除及び生理機能の増進又は抑制に用いられる農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による被害を防止するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。 3　被害防止対策の徹底 事業者は、農薬を使用するときは、気象、地形等の環境条件を考慮し農薬散布従事者、ゴルフ場従業員、利用者、周辺住民、周辺河川等に対する危被害防止対策をとります。 4　農薬管理指導責任者の設置 農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正な保管管理のために、農薬管理指導責任者を置きます。事業者は農薬管理指導責任者を置いたとき、又は変更したときは、知事へ報告します。 5　農薬危被害防止研修会等への参加 事業者は、農薬管理指導責任者、農薬散布従事者等の関係者を、県が行う農薬危被害防止研修会等へ参加させます。 6　農薬使用状況等の報告 事業者は、毎年４月末までに、前年の農薬の使用状況等について、市町村長を経由して知事に報告します。 7　水質の監視 事業者は、調整池その他これに類する池及び排水口において、ゴルフ場で使用する主要な農薬について、水質検査を年２回以上実施し、その記録を３年間保存します。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県農業普及技術課（環境保全担当）：TEL 0985-26-7134 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085
備　　考	○　新規ゴルフ場に関しては、造成時（芝養成等）から上記の指導要綱に基づき具体的な指導を行います。なお、「宮崎県大規模土地開発事業指導要綱」に基づく事前協議においては、「農薬使用計画等」を図書として添付し予め協議を行うようになっています。 ○　県は、必要に応じて、ゴルフ場に対して立ち入り検査を行い、農薬の適正使用、保管管理について検査・指導を行います。

区分	規制等の名称	担当課
3　自然・環境保全	**19　沿道修景美化条例による規制（許可・届出）**	**宮崎県道路保全課**

規制等の内容	宮崎県内の沿道の自然景観並びに樹木、その他の植物を保護するため、また沿道の修景を図るため、条例により沿道自然景観地区等を指定し、その地区内において行為の制限をしています。（宮崎県沿道修景美化条例） 1　沿道修景植栽地区における行為の制限（許可） 沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。 ○　沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること ○　火入れ又はたき火をすること 2　沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区における行為の制限（届出） 沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。 ○　建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること ○　土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること ○　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ○　物を集積し、又は貯蔵すること ○　水面を埋め立て、又は干拓すること ○　屋根、壁面、へい、その他これらに類するものの色彩を変更すること 3　沿道自然景観地区における行為の制限（届出） 沿道自然景観地区において、木竹を植栽し、又は伐採しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。 4　沿道修景指定樹木に係る行為の制限（許可） 沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。 (次頁へ続く)

問い合わせ先 （前頁から）	＜相談窓口＞ 宮崎県道路保全課：TEL 0985-26-7183 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照
備　　考	○　沿道 一般国道及び県道の路側（路肩及び法面を含む。）をいいます。 ○　沿道自然景観地区 宮崎県内の沿道において、代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で知事が指定する地区をいいます。 ○　沿道修景植栽地区 宮崎県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅20mを超えない範囲で知事が指定する地区をいいます。 ○　沿道修景指定樹木 宮崎県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で知事が指定するものをいいます。 ○　沿道自然景観地区等の指定状況（令和３年６月１日現在）

名　　称	指定地区等	備　考
沿道自然景観地区	18地区	面積　1,026.1ha
沿道修景植栽地区	74地区	延長　168.4km
沿道修景指定樹木	24か所	36本

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**1　砂利・岩石採取行為の規制（認可）**	**宮崎県企業振興課**

規制等の内容	砂利や岩石の採取を行おうとするときは、知事等の認可が必要です。 1　砂利採取計画の認可（漁村振興課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。） (1) 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（砂利採取法第16条） (2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている砂利採取計画の認可満了の日の30日前までに提出する必要があります。 (3) 砂利採取業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（砂利採取法第３条） 2　岩石採取計画の認可 (1) 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可（宮崎市内で採取を行う場合は、宮崎市長の認可）を受けなければなりません。（採石法第33条） (2) 申請書類は事業（付帯工事を含む。）の着手又は現に認可を受けている岩石採取計画の認可期間満了の日の60日前までに提出する必要があります。 (3) 採石業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。（採石法第32条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 砂利及び岩石採取計画の認可 ア　宮崎市以外で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095 イ　宮崎市内で砂利や岩石の採取を行う場合 宮崎市工業政策課：TEL 0985-21-1793 (2) 砂利採取業や採石業の登録 宮崎県企業振興課（工業・情報産業振興担当）：TEL 0985-26-7095 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じです。

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**2　災害防止等の措置についての河川協議（同意）**	**宮崎県河川課**

規制等の内容	宅地等の開発を行う場合は、あらかじめ、開発行為の実施に伴って影響を受ける河川の管理者との協議が必要です。 河川協議では、災害の防止を図るため、治水対策や排水処理など必要な措置が講じられているかの確認及び協議を行います。 また、事業者は、この協議に基づき開発行為に伴う流出増等による災害を防止するため、調整池の設置や河川の改修などの措置を講じる必要があります。 （根拠法令等） ○　都市計画法第32条 ○　森林法第10条の２第２項 ○　宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第５条 ○　大規模取引等における事前指導要綱第３条
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 河川の種類（管理者）により相談の窓口が異なります。 (1) 一級河川（直轄区間）の場合 ○　大淀川・小丸川水系の河川については、 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○　五ヶ瀬川水系の河川については、 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○　川内川水系の河川については、 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 (2) 一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 準用河川の場合 関係市町村：電話番号は巻末参照 ＜協議窓口＞ 相談窓口と同じ

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**3　砂防指定地における行為の制限及び砂防設備の占用の制限（許可）**	**宮崎県砂防課**

規制等の内容	砂防指定地においては、治水上、砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限しています。（砂防法第４条） 1　砂防指定地における行為の制限（許可） 砂防指定地内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。 （宮崎県砂防指定地管理条例第４条） (1) 土地の開削、開墾、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 土石（砂れきを含む。）の採取、鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 (3) 竹木の伐採（枝打ち及び樹根の採取を含む。）又は滑下し若しくは地引きによる運搬 (4) 芝草の掘取り (5) 施設又は工作物新築、増改築又は除却 (6) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障を及ぼすと認められる行為 2　砂防設備の占用（許可） 砂防設備を占用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、知事は、その許可に治水上砂防のため必要な条件を付すことができます。 また、占用の許可を受けた者は、砂防施設の占用料を納付しなければなりません。　（宮崎県砂防指定地管理条例第５条、第９条） 3　砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」により行います。 砂防指定地内に橋梁または道路を設置する場合の審査は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）」及び「砂防指定地内を通過する四車線以上の自動車専用道路及びこれに準ずる道路（将来計画によって四車線以上となるものを含む）の構造基準（案）」により行います。 4　国又は地方公共団体が、上記１又は２の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**4　地すべり防止区域内における行為の制限（許可）**	**宮崎県砂防課**

規制等の内容	1　地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（地すべり等防止法第18条） (1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な変更を除く。） (2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な変更を除く。） (3) のり切又は切土で政令で定めるもの (4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 (5) 前各項に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 2　知事は上記の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認められるときは、これを許可してはならないとされています。 3　知事は、上記の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を付することができます。 4　砂防指定地及び地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場の造成、農業構造改善事業及び土砂採取等土地の形状の変更を伴う工事を実施する場合の審査は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」により行います。 5　国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**5　急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限（許可）**	**宮崎県砂防課**

規制等の内容	1　急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為を行う場合には、知事の許可を受けなければなりません。 　ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りではありません。（急傾斜地法第７条） (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 (2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 (3) のり切、切土、掘さく又は盛土 (4) 立竹木の伐採 (5) 木材の滑下又は地引による搬出 (6) 土石の採取又は集積 (7) 前各号に掲げるものの他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 2　知事は、上記の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を付すことができます。 3　急傾斜地崩壊危険区域の指定の際、当該急傾斜地崩壊危険区域内において、既に上記１の(1)～(7)に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び上記１の「ただし書き」に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定日から起算して14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。 4　国又は地方公共団体が、上記の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事との協議が必要です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県砂防課（計画調査担当）：TEL 0985-26-7187 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
4　災害防止	**6　土砂災害防止法による規制（許可・勧告等）**	**宮崎県砂防課**

規制等の内容	1　土砂災害防止法の概要 　土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年４月１日から施行されました。 　この法律では、知事が土砂災害の危険箇所を調査した上で、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」を指定するよう規定しています。 (1) 土砂災害警戒区域は、土砂災害が生じるおそれのある区域で、市町村が情報伝達・警戒避難体制などを整えるとともに、その内容を市町村地域防災計画に盛り込むことになっています。 (2) 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、次のような措置がなされます。 ○　特定開発行為に対する許可制 　　対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為 ○　建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象） ○　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ○　勧告による移転者への融資、資金の確保 2　法律のしくみ 対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り 土砂災害防止対策基本指針の作成（国土交通大臣） ↓（法第３条） 基礎調査の実施（都道府県） ↓（法第４条） 土砂災害警戒区域の指定（都道府県知事） → 警戒避難体制の整備（市町村） ↓（法第７条）　（法第８条） 土砂災害特別警戒区域の指定（都道府県知事） → ○開発行為の許可 ○建築物の構造規制 ○移転支援 （法第９条）　（法第10条から第34条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県砂防課：TEL 0985-26-7187 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照
備　　考	宮崎県においては、土砂災害警戒区域等の指定のための地形・地質等の基礎調査を行い、この調査結果に基づいて市町村長等と協議をした上で、区域指定を進めています。

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**1　自作農財産の売払い**	**宮崎県農村計画課**

規制等の内容	国有農地及び開拓財産などの自作農財産の売払いについては、手続きが必要です。 （根拠法令等） ・旧農地法（平成21年改正前の農地法） ・旧農地法施行令（平成21年改正前の農地法施行令） 1　不要地認定（旧農地法第80条第１項） 2　旧令第17条公告（旧農地法第80条第２項、旧農地法施行令第17条） 3　所管換若しくは所属替（旧農地法第80条第１項） 4　売払い（旧農地法第80条第１項、第２項） --- 1　不要地認定 旧農地法第78条により、農林水産大臣が管理する土地等（自作農財産）を、農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする場合には、旧農地法第80条第１項により、農業上の利用の増進の目的に供しないとの農林水産大臣の認定（不要地認定）が必要です。 ※　宮崎県農村計画課で、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が認定を行います。 2　旧令第17条公告 (1) 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第９条、第14条及び第44条により買収したものである場合（民地買収の場合）には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければなりません。（これを旧法第80条第２項財産といいます。） (2) 不要地認定のあった土地等が、旧法第80条２項財産である場合には、旧農地法施行令第17条による公告を行うとともに、買収前の所有者又はその一般承継人であって知れている者に通知しなければなりません。 ※　宮崎県農村計画課で、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が公告・通知を行います。 3　所管換若しくは所属替 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第９条、第14条及び第44条により買収したもの以外である場合（所管換又は所属替）には、所管換
(次頁へ続く)	

規制等の内容 （前頁から）	若しくは所属替を行い、その売払いについては、所管換若しくは所属替を受けた省庁が行うことになります。 4　売払い (1) 旧農地法施行令第17条による通知の結果、買収前の所有者又はその一般承継人から買受申込書の提出があった場合には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わねばならず、当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者は、買収前の所有者又はその一般承継人が売払いを受けた後に、同人から転得することになります。 (2) 買収前の所有者又はその一般承継人が買受を希望しなかった場合若しくは旧農地法施行令第17条による通知後６か月以内に買受けの申込が無かった場合には、旧農地法施行令第18条により、直接当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者に売り払うことができます。 ※　(1)の場合は、宮崎県農村計画課で、買受申込書を九州農政局に提出し、九州農政局が売払いを行います。 ※　(2)の場合は、宮崎県農村計画課で、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局から宮崎財務事務所に引き継ぎ、宮崎財務事務所が売払いを行います。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 宮崎県農村計画課（農地調整担当）：TEL 0985-32-4464 (2) 関係農林振興局（地域農政企画課。南那珂・東臼杵は農政水産企画課）西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照 (3) 関係市町村（農業委員会）：電話番号は巻末参照 ＜買受申込書等の提出先＞ 関係農林振興局・西臼杵支庁（農政水産課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**2　道路進入口など道路に関する工事の制限（承認）**	**宮崎県道路保全課**

規制等の内容	道路沿いの住居や施設等への出入口を設けるなど、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認が必要です。（道路法第24条）
問い合わせ先	※事前に下記相談窓口までご相談ください。 ＜相談・申請窓口＞ 道路の管理主体により相談の窓口が異なります。 (1) 国道１０号及び２２０号の場合 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 (2) 上記以外の国道及び県道の場合 宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 市町村道の場合 関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**3　道路占用の制限（許可）**	**宮崎県道路保全課**

規制等の内容	道路区域内に次に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合（道路占用をする場合）は、道路管理者の許可を受けなければなりません。（道路法第32条） (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 ※　一部の道路（緊急輸送道路）では、電柱の新規占用は原則として認められませんのでご注意ください。（道路法第37条） (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 道路法施行令第７条に定めるもの ※なお、上記以外のものによる道路区域の占用は、原則認められていません。
問い合わせ先	※事前に下記窓口までご相談ください。 ＜相談・申請窓口＞ 道路の管理主体により相談の窓口が異なります。 (1) 国道１０号及び２２０号の場合 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 (2) 上記以外の国道及び県道の場合 宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 市町村道の場合 関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**4　河川工事等の規制（承認）**	**宮崎県河川課**

規制等の内容	河川法が適用される河川の工事又は維持を行おうとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出し、承認を受けなければなりません。 ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持は、承認申請は不要です。（河川法第20条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1)　一級河川（直轄区間）の場合 ○　大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○　五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○　川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 (2)　一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3)　準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じです。

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**5　河川における流水占用の規制（許可）**	**宮崎県河川課**

規制等の内容	河川法が適用される河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第23条） 許可申請に際しての提出書類 (1) 申請書 (2) 次に掲げる事項を記載した図書 ○　水利使用に係る事業計画の概要 ○　使用水量の算出の根拠 ○　河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算 ○　水利使用による影響で治水等に関するもの及びその対策等 (3) 工事計画書 (4) 当該水利使用に同意した者の同意書の写し等 (5) 河川管理者以外の者が管理する土地等を使用等する場合に、その使用等について申請者が権原を有することを示す書面等 (6) 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) 河川法に基づく関連許可の同時申請ができない場合の理由書等 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 一級河川（直轄区間及び1,000kw以上の発電等の特定水利使用の場合（※）） ○　大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○　五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○　川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 (2) 一級河川（(1)に係る水利利用を除く）及び二級河川 宮崎県河川課：TEL 0985-26-7184 (3) 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 ※　1,000kw以上の発電等の特定水利使用に該当するか否かは、宮崎県河川課にお問い合わせください。 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じです。

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**6　河川における土地の占用等の規制（許可）**	**宮崎県河川課**

規制等の内容	1　土地の占用の許可 　河川区域内の土地（権原に基づき管理する土地を除く）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第24条） 　許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 土地の占用に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 実測平面図 (5) 面積計算書及び丈量図 (6) 土地の占用行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) その他参考となるべき事項を記載した図書 2　工作物の新築等の許可 　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第26条） 　許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 新築等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図 (5) 工作物の設計図（工作物の除却にあっては、構造図） (6) 工事の実施方法を記載した図書 (7) 占用する土地の面積計算書等 (8) 河川管理者以外の者が管理する土地等で新築等を行う場合に、申請者が新築等を行う権原を有することを示す書面等 (9) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (10) その他参考となるべき事項を記載した図書 3　土地の掘削等の許可 　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更しようとする行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。ただし、軽易な行為については不要です。（河川法第27条） 　許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 土地の掘削等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 土地の掘削等に係る土地の実測平面図 （次頁へ続く）

規制等の内容 （前頁から）	(5) 形状変更の場合、実測縦断面図、横断面図に計画地盤面を記載したもの (6) 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) 河川管理者以外の者が管理する土地等で土地の掘削等を行う場合に、申請者が掘削等を行う権原を有することを示す書面等 (8) 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (9) その他参考となるべき事項を記載した図書
問い合わせ先 （前頁から）	＜相談窓口＞ (1) 占用等が流水占用を伴わない場合 ア　一級河川（直轄区間） ○　大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○　五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○　川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 イ　一級河川（指定区間）及び二級河川 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ウ　準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 (2) 占用等が流水占用を伴う場合（※） ア　一級河川 (1)のアと同じです。 イ　二級河川 宮崎県河川課：TEL 0985-26-7184 ウ　準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 ※　1,000kw以上の発電等の特定水利使用の場合とそうでない場合では、窓口が異なることがあります。詳しくは、宮崎県河川課にお問い合わせください。 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じです。

区分	規制等の名称	担当課
5　公共物	**7　道路使用の規制（許可）**	**宮崎県警察本部交通規制課**

規制等の内容	1　道路で工事や作業、工作物の設置、露店などの出店、パレードなど一般交通に影響を及ぼす行為をするときは、使用する道路を受け持つ警察署長の許可を受けなければなりません。（道路交通法第77条） 2　許可対象者は、次のとおりです。（道路交通法第77条第１項） (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人 (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者 (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者 (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎北警察署：TEL 0985-27-0110 宮崎南　〃　：TEL 0985-50-0110 日　南　〃　：TEL 0987-22-0110 串　間　〃　：TEL 0987-72-0110 都　城　〃　：TEL 0986-24-0110 小　林　〃　：TEL 0984-23-0110 えびの　〃　：TEL 0984-33-0110 高　岡　〃　：TEL 0985-82-4110 西　都　〃　：TEL 0983-43-0110 高　鍋　〃　：TEL 0983-22-0110 日　向　〃　：TEL 0982-53-0110 延　岡　〃　：TEL 0982-22-0110 高千穂　〃　：TEL 0982-72-0110 高速道路交通警察隊：TEL 0985-48-3838 ＜申請窓口＞ 相談窓口と同じです。

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**1　大規模土地開発事業に伴う事前協議**	**宮崎県 中山間・地域政策課**

規制等の内容	1　大規模土地開発事業 　事業者が、ゴルフ場等10ヘクタール以上の一団の土地について土地開発事業を行う場合には、予め事前協議及び設計協議が必要です。（宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第５条・６条及び第11条） ○　土地開発事業 　一団の土地について行う土地の区画形質の変更(造成)の事業。 ○　ゴルフ場 　18ホール以上を有する施設にあってはコース平均距離が100m以上のものを、9ホール以上18ホール未満の施設にあってはコース平均距離がおおむね150m以上のもの。 2　適用除外 　ゴルフ場に係るものを除き、次のような土地開発事業は本要綱に基づく協議は不要です。 (1) 国、県、市町村等が事業主体となって行う土地開発事業 (2) 都市計画法の規定に基づき行われる土地開発事業 (3) その他各種法令の規定に基づき災害の防止、公害の防止及び公共の安全の確保といった許認可の手続きを経て行われる土地開発事業 ※太陽光発電事業については、開発許可を要しない工作物であることから、本要綱に基づく協議は不要。 3　事前協議書 　事業者は、予め市町村長に協議が必要です。事前協議書を受理した市町村長は意見を付して知事に協議書類を提出します。 　なお、県においては、ゴルフ場については、自然環境の保全、適正な土地利用を図る観点から開発面積を県土面積の0.9%以内と制限しております。また、県土面積の0.75%に達したときは、知事は事前協議の受理を一時停止することとされています。 4　設計協議書 　事前協議について知事の了承があった場合は、事業者は設計協議を行うことができます。 5　大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続 　表６－１－１を参照してください。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課（地域総合調整担当）：TEL 0985-26-7035 関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照

表６－１－１　大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続フロー図

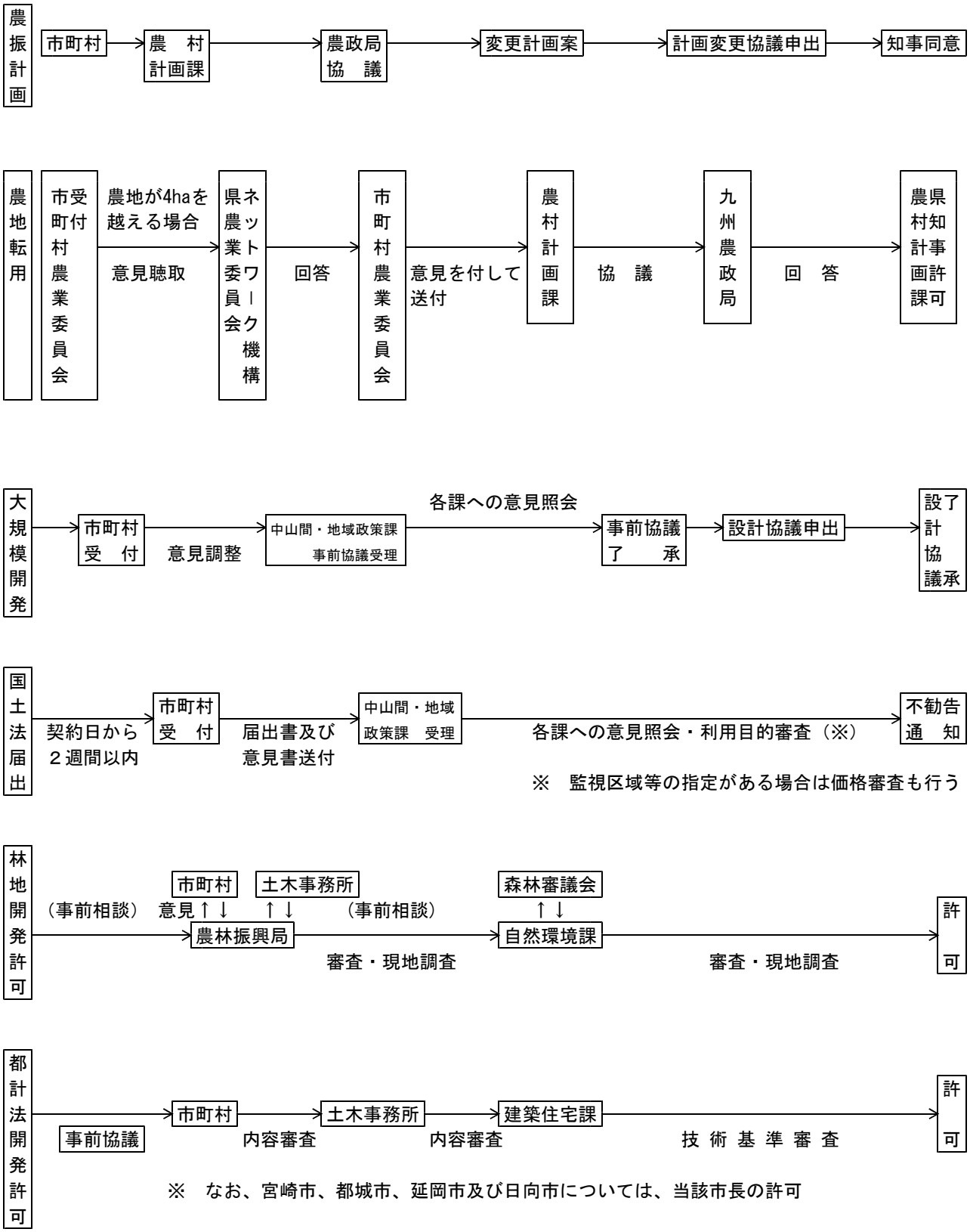

その他に代表的なものとしては、次のような手続きが必要です。

○　自然環境の保護と創出に関する条例による届出　－－－－－→　宮崎県自然環境課

○　環境影響評価条例による環境影響評価の実施　－－－－－－→　宮崎県環境管理課

　　なお、環境影響評価の実施は、個別法等における許認可等の前提としています。

○　文化財保護法による届出　－－－－－－－－－－－－－－→　宮崎県教育庁文化財課

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**2　人にやさしい福祉のまちづくり条例による規制（事前協議）**	**宮崎県障がい福祉課**

規制等の内容	人にやさしい福祉のまちづくり条例では、障がい者等に配慮した施設整備の促進と特定の施設を新築する場合等の事前協議義務などについて規定しております。 ※　平成２３年度の条例改正により、公共的施設の新築等（新築、新設、増築又は改築）を行う際には、事前協議が必要となりました。
	1　公共的施設・特定公共的施設 条例では、病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園など、多くの人が利用する公共性の高い施設を「公共的施設」、そのうち、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設を「特定公共的施設」として定め、それぞれ施設についての整備基準を施行規則で定めています。 2　対象施設の整備基準への適合 条例の対象となる施設は、表６－２－１公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要を参照してください。 特定公共的施設の新築等を行う際には、整備基準へ適合させることが義務づけられています。 特定公共的施設以外の公共的施設の新築等を行う際には、整備基準へ適合させるよう努めることが義務づけられています。 3　公共的施設の新築等の事前協議 公共的施設の新築等を行う場合は、工事に着手する30日前までに知事に協議しなければなりません。 ※　完了検査の結果、整備基準に適合すると認められたときは、交付請求をしなくても、適合証が交付されます。 4　規制対象地域等 県条例による規制の対象となる区域は、宮崎市及び都城市以外の区域となっております。宮崎市及び都城市の区域については、県条例に類似した市条例が制定されており、各市の条例が適用されます。
(次項へ続く)	

<table>
<tr><td>規制等の内容
（前項から）</td><td>5　国等に関する取り扱い
　国・地方公共団体等の施設についても、原則として工事完了時に、知事への通知が義務づけられています。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>建築物・路外駐車施設
<table>
<tr><th colspan="2">相談窓口</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td rowspan="6">宮崎県</td><td>建築住宅課</td><td>0985-26-7195</td></tr>
<tr><td>宮崎土木事務所</td><td>0985-26-7287</td></tr>
<tr><td>日南土木事務所</td><td>0987-23-4661</td></tr>
<tr><td>都城土木事務所</td><td>0986-23-4512</td></tr>
<tr><td>日向土木事務所</td><td>0982-52-0309</td></tr>
<tr><td>西臼杵支庁</td><td>0982-72-3191</td></tr>
<tr><td>延岡市</td><td>都市建設部建築指導課</td><td>0982-22-7034</td></tr>
<tr><td>日向市</td><td>建設部建築住宅課</td><td>0982-52-2111</td></tr>
</table>
道路・公園等
<table>
<tr><th colspan="2">相談窓口</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>宮崎県</td><td>障がい福祉課</td><td>0985-32-4468</td></tr>
</table>
※　届出の受付は、各市町村担当窓口で行います。</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>宮崎市及び都城市の区域については、次の窓口までお問い合わせください。
(1) 宮崎市（宮崎市福祉のまちづくり条例）
宮崎市都市整備部建築行政課：TEL 0985-21-1813
(2) 都城市（都城市福祉のまちづくり条例）
都城市福祉部福祉課：TEL 0986-23-2980</td></tr>
</table>

表６－２－１　公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要

区　　分		公共的施設	特定公共的施設	小規模施設
建築物	１福祉保健施設	社会福祉施設、保健施設など	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	
	２文化施設	博物館、美術館、図書館など		
	３公共交通機関の施設	港湾旅客施設、空港、バスターミナル、鉄道の駅		
	４公衆便所	公衆便所	床面積が50㎡以上の公衆便所	
	５官公庁施設	国、地方公共団体等の事務所	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	
	６公益施設	ガス事業、電気事業、電気通信事業の事務所		
	７教育施設	学校、自動車教習所、公共職業能力開発施設	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の特別支援学校	
	８医療施設	病院、診療所	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	公共的施設のうち、用途面積が300㎡未満の施設
	９集会施設	集会場、公会堂		
	10物品販売施設	物品販売業を営む店舗		
	11飲食施設	飲食店	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の飲食店	
	12サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、銀行など	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	
	13興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場		公共的施設のうち、用途面積が1,000㎡未満の施設
	14展示施設	展示場		
	15宿泊施設	ホテル、旅館	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設（簡易宿所を除く）	
	16体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場など	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の施設	
	17遊技施設	遊技場		
	18公衆浴場	公衆浴場		
	19自動車車庫	一般の用に供する自動車車庫		
	20複合施設	1～19に掲げる施設が２以上存するもの	1～5及び7～19までに掲げる特定公共的施設のうち、異なる項に属するものが２以上存する施設で床面積が2,000㎡以上の施設	
	21事務所	事務所（６を除く）		公共的施設のうち、用途面積が3,000㎡未満の施設
	22工場	見学コースを有する施設のみ		
	23共同住宅	共用部分のみ		公共的施設のうち、１棟当たりの戸数が50戸以下の共同住宅

区　　分		公共的施設	特定公共的施設	小規模施設
建築物	24公共用歩廊	公共用歩廊	公共的施設のうち、床面積が2,000㎡以上の公共用歩廊	
建築物以外	道路	国道	特定道路（県道及び市町村道を除く。）	
	公園等	都市公園（県及び市町村が設置するものを除く。）、児童遊園、各港湾の緑地、動物園、植物園、遊園地	特定公園施設（県及び市町村等が設置するものを除く。）	
	路外駐車場(建築物以外)	路外駐車場	特定路外駐車場	

○　詳細は、人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の別表第１を参照してください。
○　用途面積とは、ひとつの建築物における当該用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**3　墓地等の経営・廃止及び改葬の制限（許可）**	**宮崎県衛生管理課**

規制等の内容	1　墓地等の経営の許可 　墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第１項） 　施設等の設置場所が市の区域にあっては市長に、市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 2　墓地等の廃止・変更の許可 　墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は、これらの施設等を廃止しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第２項） 　施設等の設置場所が市の区域にあっては市長に、市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 3　死体等の改葬の許可 　墳墓等に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、当該死体等が存在する市町村の長の許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第５条、施行規則第２条） 4　無縁墳墓等に係る改葬の特例 　縁故者の確認ができないいわゆる無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、改葬の許可申請に先だって、官報への掲載と立札等による１年間の公告が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第３条） 5　その他 (1) 開発事業等に際しては、法第５条の規定による許可を得て死体等を改葬し、死体等が無くなった後に、第10条第２項の規定による許可を得て墓地等を廃止することとなります。 (2) 墓地等、法律の適用については、地目ではなく現況で判断されます。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ (1) 墓地等の経営・廃止等の許可 ア　墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 （宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL 0985-29-5283） イ　墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 宮崎県衛生管理課：TEL 0985-44-2628 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 (2) 死体等（無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。）の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ (1) 墓地等の経営・廃止等の許可 ア　墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 （宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL 0985-29-5283） イ　墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 (2) 死体等（無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。）の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**4　工場立地等の規制（届出）**	**宮崎県企業立地課**

<table>
<tr><td>規制等の内容</td><td>1　製造業等（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）に係る工場又は事業所であって、その敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の面積が3,000㎡以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設・変更をしようとする場合には、予め特定工場の設置場所を管轄する市町村長に届出をしなければなりません。
（根拠法令等）
○　特定工場新設の届出（工場立地法第６条）
○　特定工場変更の届出（工場立地法第８条）
2　届出は着手の90日前までに行う必要があります。
　但し、届出の内容が相当と認められるときは、実施制限期間の短縮申請により、この期間を短縮することができます。
3　工場立地に関する準則
<table>
<tr><td>生産施設面積率</td><td>生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の30～65%以下とする必要があります。</td></tr>
<tr><td>緑地面積率</td><td>緑地面積率は工場敷地面積の20%以上を確保する必要があります。</td></tr>
<tr><td>環境施設面積（含む緑地）率</td><td>環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の25%以上を確保する必要があります。</td></tr>
<tr><td>敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率</td><td>環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に15%以上を配置する必要があります。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先

(次頁へ続く)</td><td>＜相談・届出窓口（各市町村担当課）＞
○宮崎市　宮崎市工業政策課　：TEL 0985-21-1793
○都城市　都城市企業立地推進室　：TEL 0986-23-2753
○延岡市　延岡市工業振興課　：TEL 0982-22-7035
○日南市　日南市商工・マーケティング課　：TEL 0987-31-1169
○小林市　小林市商工観光課　：TEL 0984-23-1174
○日向市　日向市商工港湾課　：TEL 0982-66-1025
○西都市　西都市商工観光課　：TEL 0983-42-4068
○串間市　串間市商工観光スポーツランド推進課　：TEL 0987-55-1127
○えびの市　えびの市企業立地課　：TEL 0984-35-3727
○三股町　三股町企画商工課　：TEL 0986-52-9084
○高原町　高原町産業創生課　：TEL 0984-42-2115
○国富町　国富町企画政策課　：TEL 0985-75-3126</td></tr>
</table>

	○綾町	綾町総合政策課	：TEL 0985-77-3464
	○高鍋町	高鍋町地域政策課	：TEL 0983-26-2015
	○新富町	新富町産業振興課	：TEL 0983-33-6029
	○西米良村	西米良村むら創生課	：TEL 0983-36-1111
	○木城町	木城町まちづくり推進課	：TEL 0983-32-4727
	○川南町	川南町産業推進課	：TEL 0983-27-8011
	○都農町	都農町まちづくり課	：TEL 0983-25-5711
	○門川町	門川町まちづくり推進課	：TEL 0982-63-1140
	○諸塚村	諸塚村企画課	：TEL 0982-65-1116
	○椎葉村	椎葉村地域振興課	：TEL 0982-67-3203
	○美郷町	美郷町企画情報課	：TEL 0982-66-3603
	○高千穂町	高千穂町企画観光課	：TEL 0982-73-1207
	○日之影町	日之影町地域振興課	：TEL 0982-87-3801
	○五ヶ瀬町	五ヶ瀬町企画課	：TEL 0982-82-1717

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**5　大規模小売店舗の新設・変更の事前届出**	**宮崎県商工政策課**

規制等の内容	大規模小売店舗の新設又は変更については、大規模小売店舗立地法に基づき事前の届出義務があります。 1　設置の届出 店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設又は変更（一時的な変更等を除く。以下同じ。）しようとする者（以下「設置者」という。）は、その予定日の８月前までに、次の事項を県に届け出なければなりません。 (1) 名称及び所在地 (2) 設置者の氏名、住所等 (3) 店舗面積 (4) 施設の配置及び運営に関する事項　等 2　説明会の開催 設置者は、届出後あらかじめ公告の上２月以内に、届出内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。 3　県による意見の聴取等 (1) 県は、届出の概要を県公報にて公告するとともに、その日から４月間所定の場所において届出書類を縦覧に供します。 (2) 大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者等は、県に対し、意見を述べることができます。 (3) 県は、市町村から聴取した意見及び意見を有する者から述べられた意見に配意し、及び経済産業大臣が別に定めた指針を勘案しつつ、宮崎県大規模小売店舗立地審議会における調査・審議の結果を踏まえ、設置者に周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べます。 4　地域の生活環境の保持への配慮 (1) 経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、交通、騒音、廃棄物等その周辺の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、設置者が配慮すべき事項に関する指針を定めています。 (2) 設置者は、(1)の指針の内容を尊重し、周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、運営することが求められています。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県商工政策課（商業振興担当）：TEL 0985-26-7102 関係県税・総務事務所：電話番号は巻末参照 関係市町村（商工担当課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 宮崎県商工政策課（商業振興担当）：TEL 0985-26-7102

区分	規制等の名称	担当課
6　特定施設	**6　エネルギー消費性能基準（省エネ基準）による規制**	**宮崎県建築住宅課**

規制等の内容	1　省エネ基準適合義務、適合性判定 　特定建築物（300㎡以上の非住宅）について新築等を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させなければなりません。 　また、新築等の工事に着手する前に、所管行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）又は登録判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項）の適合性判定を受けなければなりません。 2　新築・増改築に係る計画の届出 　特定建築物以外で、300㎡以上の住宅について新築又は増改築を行う場合は、その計画を所管行政庁に届け出なければなりません。 また、300㎡未満の小規模住宅・建築物については、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられます。 ※省エネ基準適合義務、適合性判定は平成29年4月1日からの施行です。 ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（公布日：令和元年５月１７日、施行日：令和元年１１月１６日（一部施行）、令和３年４月１日（完全施行））の施行に伴う、各手続きの詳細等については、所管行政庁の窓口にお問い合わせください。
問い合わせ先	＜相談及び届出窓口＞ 宮崎県建築住宅課（建築指導担当）：TEL 0985-26-7195 関係土木事務所（建築担当）：電話番号は巻末参照 関係市（所管行政庁建築担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
7　文化財	**1　文化財についての規制（許可）**	**宮崎県教育委員会 文化財課**

規制等の内容	1　国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可） 　これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要があります。（文化財保護法第43条、第125条） 　ただし、現状変更の規模等によっては、９市にあっては市教育委員会の許可、他の町村にあっては県教育委員会の許可となりますので、事前に、県教育委員会文化財課又は関係市町村の教育委員会にご相談ください。 2　県指定の有形文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可） 　これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受ける必要があります。（宮崎県文化財保護条例第14条、第35条） 3　伝統的建造物群保存地区についての規制 　その現状変更については、当該保存地区所在市村の条例に基づく規制が適用されますので、事前に関係市村の教育委員会にご相談ください。 【県内の伝統的建造物群保存地区】 ・　日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区 ・　日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区 ・　椎葉村十根川重要伝統的建造物群保存地区
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県教育委員会文化財課（文化財担当）：TEL 0985-26-7250 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
7　文化財	**2　埋蔵文化財についての規制（届出）**	**宮崎県教育委員会文化財課**

規制等の内容	1　土木工事等の届出 　周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする場合は、工事着手の60日前までに所在地を管轄する市町村を経由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。（文化財保護法第93条第１項、第184条第１項６号、文化財保護法施行細則第２条） 2　遺跡の発見に関する届出 　土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した場合は、その現状を変更せずに、遅滞なく所在地を管轄する市町村を経由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。（文化財保護法第96条第１項、第184条第１項６号、文化財保護法施行細則第２条）
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 　宮崎県教育委員会文化財課（埋蔵文化財担当）：TEL 0985-26-7251 　関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 　関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
8　土地取引規制	**1　土地売買等の契約に係る規制（届出）**	**宮崎県 中山間・地域政策課**

規制等の内容	国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地売買等の契約について届出制を設けています。 一定面積以上の土地売買等を行った場合、土地の権利取得者は、契約締結の日から起算して２週間以内に、その土地の所在する市町村を通じて、取引の内容などを県知事に届け出て、利用目的について審査を受けることが義務づけられております。 １　届出の対象となる土地取引 取引の形態及び規模が次のいずれの要件も満たす土地売買等を行った場合は届出が必要です。（国土利用計画法第23条第１項） (1) 取引形態 売買、代物弁済、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、譲渡担保、買戻権等の譲渡、信託受益権の売買等 なお、これらの取引の予約である場合を含む。 (2) 取引規模（一定面積） ア　市街化区域 ……2,000㎡以上 イ　市街化区域以外の都市計画区域 ……5,000㎡以上 （非線引き都市計画区域を含む） ウ　都市計画区域以外の区域 ……10,000㎡以上 なお、“買いの一団”や“買い進み”等、それぞれの土地売買等の規模が一定面積未満であっても、全体面積が一定面積を超えると予想されるときは、初回の契約時から契約の都度、届出が必要となります。 ○　買いの一団 複数人からまとまった土地を購入するとき等、個々の取引面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が一定面積以上となるとき ○　買い進み 個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が一定の利用目的のために計画的一貫性をもって順次、権利を取得する場合で、その土地の合計が一定面積以上となるとき（予想されるときを含む。） (次頁へ続く)

規制等の内容 （前頁から）	(3) 適用除外 取引の規模が一定面積以上であっても、届出を要しない場合があります。 （例） ○　当事者の一方又は双方が次のいずれかの場合 国、県、市町村、住宅供給公社、土地開発公社等 ○　農地法第３条第１項の許可を要する場合 ○　競売又は企業担保権の実行により換金する場合 ○　民事調停法による調停及び家事審判法による調停に基づく場合 ○　商法、破産法及び会社更正法等の規定に基づく手続きにおいて裁判所の許可を得て行われる場合等 2　届出期限 契約締結後（契約書の日付）から２週間以内に届出をしなければなりません。 ※　期限の起算日は契約書の日付であって、契約に基づく実行日（精算や権利の移転日）ではありません。 3　届出義務者 届出をしなければならないのは、土地の権利取得者（売買の場合は買主）です。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課（地域総合調整担当） ：TEL 0985-26-7035 関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照
備　　考	1　事前届出制 「注視区域」及び「監視区域」が設定された区域については、契約前に県知事に届出（事前届出）をし、利用目的と併せて取引予定価格についても審査を受ける必要があります。なお、県内には事前届出の対象となる区域はありません。 2　民有林取得について 国土利用計画法に定める一定面積未満の民有林を取得した場合には、森林法に基づく届出が必要となる場合があります。詳細については、P28を御参照ください。 3　土地売買等の届出制度については、県庁ホームページ上でもご覧いただくことができます。（届出様式や様式記載例もダウンロード可）

区分	規制等の名称	担当課
8　土地取引規制	**2　土地有償譲渡に係る規制（届出）**	**宮崎県用地対策課**

規制等の内容	地方公共団体等が、公共施設等の整備のため必要な土地を取得しようとする場合、民間の取引の前に、地方公共団体等に土地買取りの協議の機会を優先的に与えるために届出制を設けています。 次に掲げる土地を有償で譲渡しようとする場合、あらかじめ当該土地の所有者は、市の区域にあっては市長に、それ以外の区域にあっては町長を経由して知事に届出をしなければなりません。 ○　根拠法令：公有地の拡大の推進に関する法律第４条第１項 ---------- 1　その土地が、次のいずれかに該当する場合であって、その面積が200㎡以上（ただし、市の区域にあっては市の条例により、それ以外の区域にあっては県の条例により、100㎡以上200㎡未満の範囲内でその規模を別に定めている場合においては、当該面積以上）あるとき (1) 都市計画施設の区域内に所在する土地 (2) 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの ア　道路法により道路の区域として決定された区域内に所在する土地 イ　都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地 ウ　河川法により河川予定地として指定された土地 エ　アからウに準ずる土地として政令で定める土地 （例） ○　港湾計画に定める港湾施設の区域内に所在する土地 ○　高速自動車国道の区域として決定された区域内に所在する土地 (3) 都市計画法で規定する生産緑地地区の区域内に所在する土地 2　その土地が、次のいずれかに該当する場合（ただし、１のいずれかに該当する場合を除く） (1) 市街化区域内に所在する土地・・・・・・・・・　5,000 ㎡以上 (2) (1)以外の都市計画区域（市街化調整区域を除く。）内に所在する土地・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10,000 ㎡以上
問い合わせ先	＜相談及び届出窓口＞ ＜相談窓口＞ 宮崎県用地対策課（収用管理担当）：TEL 0985-26-7174 関係市町（公拡法担当課）：電話番号は巻末参照 ＜届出窓口＞ 関係市町（公拡法担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
8　土地取引規制	**3　宅地建物取引業に係る規制（免許・登録）**	**宮崎県建築住宅課**

規制等の内容	宅地建物取引業法においては、宅地建物取引業を営もうとする者について免許の制度をとり、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、一般購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図っています。 1　宅地建物取引業の免許 (1) 宅地建物取引業を営もうとするものは、宅地建物取引業法第３条の規定により２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する者にあっては国土交通大臣の免許を、一つの都道府県の区域内にのみ事務所を設置する者にあっては知事の免許を受けなければなりません。 (2) 知事等は、申請者が、事務所ごとに法定の数の専任の宅地建物取引士を置いていない場合や欠格要件に該当する場合には、免許を与えてはならないとされています。 2　宅地建物取引士の登録 宅地建物取引士とは、宅地建物の取引に関し必要な知識を有する者であって、都道府県知事が行う宅地建物取引士試験に合格し、その都道府県知事の登録を受け、知事から宅地建物取引士証の交付を受けた者をいいます。 宅地建物取引士の業務は、宅地建物の取引にあたっての重要事項の説明、重要事項説明書及び契約締結後に交付する書面への記名押印等、非常に重要なものがあります。 なお、宅地建物取引業者は、その事務所又は案内所等ごとに、一定数以上の専任の宅地建物取引士を置くことが義務づけられております。
問い合わせ先	＜相談窓口＞ 宮崎県建築住宅課（宅地審査担当）：TEL 0985-24-2944 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ＜申請窓口＞ 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照
備　　考	○　宅地建物取引業 規制の対象となる宅地建物取引業とは、宅地又は建物について次に掲げる行為を反復継続して（業として）行うことをいいます。 (1) 売買又は交換 (2) 売買、交換又は貸借の代理 (3) 売買、交換又は貸借の媒介（仲介、斡旋）

第Ⅱ部

許認可事務の所管機関名簿

（1）　宮崎県本庁関係

名称		場所	電話番号	ファックス
総合政策部	中山間・地域政策課	本館3階	0985-26-7035	0985-26-7353
福祉保健部	障がい福祉課	防災庁舎1階	0985-32-4468	0985-26-7340
	衛生管理課	防災庁舎1階	0985-26-7076	0985-26-7347
環境森林部	環境管理課	7号館3階	0985-26-7082	0985-38-6210
	循環社会推進課	7号館3階	0985-26-7081	0985-22-9314
	自然環境課	7号館1階	0985-26-7291	0985-38-8489
	森林経営課	7号館1階	0985-26-7159	0985-27-0987
商工観光労働部	商工政策課	8号館5階	0985-26-7102	0985-26-7337
	企業振興課	8号館4階	0985-26-7095	0985-32-4457
	企業立地課	8号館3階	0985-26-7573	0985-26-0219
農政水産部	農業普及技術課	1号館8階	0985-26-7131	0985-26-7325
	農村計画課	1号館6階	0985-32-4464	0985-26-7343
	農村整備課	1号館6階	0985-32-4470	0985-26-7308
県土整備部	用地対策課	防災庁舎9階	0985-26-7174	0985-26-7303
	道路保全課	防災庁舎9階	0985-26-7182	0985-26-7316
	河川課	防災庁舎8階	0985-26-7184	0985-26-7317
	砂防課	防災庁舎8階	0985-26-7187	0985-28-9981
	港湾課	防災庁舎8階	0985-26-7188	0985-32-4459
	都市計画課	防災庁舎9階	0985-26-7192	0985-32-4456
	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	防災庁舎9階	0985-24-0041	0985-32-4456
	建築住宅課	防災庁舎8階	0985-26-7195	0985-20-5922
教育委員会	文化財課	3号館2階	0985-26-7250	0985-26-8244
警察本部	交通規制課	警察本部庁舎	0985-31-0110	-

(2)　宮崎県出先機関関係

○保健所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-4111	0985-29-5208
中央保健所	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613
日南保健所	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
延岡保健所	延岡市大貫町１丁目2840	0982-33-5373	0982-33-5375
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786

※１　宮崎市保健所は宮崎市が、その外の機関は県が設置しています。

○県税・総務事務所（総務商工センター）

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	0987-22-2636	0987-31-0046
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4551	0986-21-0450
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1877	0982-22-8662

○農林振興局

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
中部農林振興局	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7278	0985-26-7319
南那珂農林振興局	日南市戸高1-12-1	0987-23-4311	0987-23-1456
北諸県農林振興局	都城市北原町24-21	0986-23-4508	0986-22-7473
西諸県農林振興局	小林市細野367-2	0984-23-3164	0984-22-7884
児湯農林振興局	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-22-1362	0983-23-4446
東臼杵農林振興局	延岡市愛宕町2-15	0982-32-6134	0982-32-6139
西臼杵支庁農政水産課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-2108	0982-72-6163
〃　林務課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3178	0982-72-2554

○土木事務所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7285	0985-26-7320
日南土木事務所	日南市戸高1-12-1	0987-23-4661	0987-23-7326
串間土木事務所	串間市大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582
都城土木事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4512	0986-24-3755
小林土木事務所	小林市細野367-2	0984-23-5165	0984-23-7897
高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100	0985-82-1155	0985-82-3235
西都土木事務所	西都市大字三宅字下鶴9451	0983-43-2221	0983-42-1040
高鍋土木事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0001	0983-23-1381
日向土木事務所	日向市中町2-14	0982-52-4171	0982-55-2693
延岡土木事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-21-6143	0982-21-8032
西臼杵支庁土木課	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3191	0982-72-6254

○港湾事務所

名称	所在地	電話番号	ファックス番号
中部港湾事務所	宮崎市港1-18	0985-24-6224	0985-27-5745
油津港湾事務所	日南市油津4-12-16	0987-23-3125	0987-24-0482
北部港湾事務所	日向市大字日知屋字新開17371-2	0982-52-5366	0982-52-5368
串間土木事務所(港湾担当)	串間市大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582

○警察署

名称	所在地	電話番号
宮崎北警察署	宮崎市錦本町4-8	0985-27-0110
宮崎南警察署	宮崎市大字恒久878-1	0985-50-0110
日南警察署	日南市中央通1-9-1	0987-22-0110
串間警察署	串間市大字西方3914-1	0987-72-0110
都城警察署	都城市東町4-17	0986-24-0110
小林警察署	小林市大字堤2928-1	0984-23-0110
えびの警察署	えびの市大字原田3100-1	0984-33-0110
高岡警察署	宮崎市高岡町飯田209	0985-82-4110
西都警察署	西都市小野崎2-44	0983-43-0110
高鍋警察署	児湯郡高鍋町大字持田3382-2	0983-22-0110
日向警察署	日向市鶴町２丁目１番13号	0982-53-0110
延岡警察署	延岡市愛宕町3-143-2	0982-22-0110
高千穂警察署	西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1	0982-72-0110

(3)　市町村役場

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
宮　崎　市	880-8505	橘通西1-1-1	0985-25-2111	0985-27-8070
都　城　市	885-8555	姫城町6-21	0986-23-2111	0986-25-7973
延　岡　市	882-8686	東本小路2-1	0982-34-2111	0982-34-2110
日　南　市	887-8585	中央通1-1-1	0987-31-1113	0987-23-1853
小　林　市	886-8501	細野300	0984-23-1111	0984-22-4177
日　向　市	883-8555	本町10-5	0982-52-2111	0982-54-8747
串　間　市	888-8555	大字西方5550	0987-72-1111	0987-72-6727
西　都　市	881-8501	聖陵町2-1	0983-43-1111	0983-43-2067
えびの市	889-4292	大字栗下1292	0984-35-1111	0984-35-0401
三　股　町	889-1995	五本松1-1	0986-52-1111	0986-52-4944
高　原　町	889-4492	大字西麓899	0984-42-2111	0984-42-4623
国　富　町	880-1192	大字本庄4800	0985-75-3111	0985-75-7903
綾　　町	880-1392	大字南俣515	0985-77-1111	0985-77-2094
高　鍋　町	884-8655	大字上江8437	0983-26-2001	0983-23-6303
新　富　町	889-1493	大字上富田7491	0983-33-6002	0983-33-4862
西米良村	881-1411	大字村所15	0983-36-1111	0983-36-1207
木　城　町	884-0101	大字高城1227-1	0983-32-4725	0983-32-3440
川　南　町	889-1301	大字川南13680-1	0983-27-8001	0983-27-5879
都　農　町	889-1201	大字川北4874-2	0983-25-5710	0983-25-1029
門　川　町	889-0696	本町1-1	0982-63-1140	0982-63-1356
諸　塚　村	883-1392	大字家代2683	0982-65-1111	0982-65-0032
椎　葉　村	883-1601	大字下福良1762-1	0982-67-3111	0982-67-2825
美　郷　町	883-1101	西郷田代1	0982-66-3600	0982-66-3137
高千穂町	882-1192	大字三田井13	0982-73-1200	0982-73-1220
日之影町	882-0402	大字岩井川3398-1	0982-87-3900	0982-87-3911
五ヶ瀬町	882-1295	大字三ヶ所1670	0982-82-1700	0982-82-1720

土地利用規制ガイド

令和３年７月発行

編 集 発 行　宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課

〒880-8501 宮崎市橘通東２丁目１０番１号

電 話 番 号　０９８５－２６－７０３５(直通)

ファクシミリ　０９８５－２６－７３５３

E－ｍａｉｌ　**chusankan-chiiki@pref. miyazaki. lg. jp**